

令和 7 年度 労働災害防止に係る建設工事発注者連絡協議会

資料目次

- 1 令和 6 年 業種別労働災害発生状況（確定値）
- 2 令和 6 年 業種別労働災害発生状況（確定値・コロナ除く）
- 3 令和 7 年 業種労働災害発生状況（令和 7 年 4 月末現在）
- 4 令和 7 年 業種別労働災害発生状況（令和 7 年 4 月末現在・コロナ除く）
- 5 建設業における労働災害発生状況
- 6 第 14 次労働災害防止計画の 3 年目に向けて
- 7 令和 7 年度建設工事着工期労働災害防止運動
- 8 貨物自動車における荷役作業時に係る労働安全衛生規則改正
- 9 令和 7 年度 全国安全週間実施要綱
- 10 エイジフレンドリーガイドライン
- 11 エイジフレンドリー補助金
- 12 高度安全機械等導入補助金

北海道労働局労働基準部安全課

令和6年 業種別労働災害発生状況 その1

令和6年確定値

北海道労働局

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	48	8,585	8,633	51	9,004	9,055	-422	-4.7	100.0	51	9,004	9,055
製造業	7	1,114	1,121	4	1,141	1,145	-24	-2.1	13.0	4	1,141	1,145
食料品	2	578	580	3	631	634	-54	-8.5	6.7	3	631	634
木材・家具		104	104		87	87	17	19.5	1.2		87	87
紙・印刷		17	17		19	19	-2	-10.5	0.2		19	19
窯業・土石		42	42		43	43	-1	-2.3	0.5		43	43
金属・機械	3	161	164		182	182	-18	-9.9	1.9		182	182
その他	2	212	214	1	179	180	34	18.9	2.5	1	179	180
鉱業												
鉱山		2	2		3	3	-1	-33.3	0.0		3	3
土石採取業		26	26	1	16	17	9	52.9	0.3	1	16	17
建設業	18	834	852	6	893	899	-47	-5.2	9.9	6	893	899
土木工事業	9	263	272	4	296	300	-28	-9.3	3.2	4	296	300
建築工事業	6	371	377	2	379	381	-4	-1.0	4.4	2	379	381
木造建築業	1	105	106		115	115	-9	-7.8	1.2		115	115
その他	2	95	97		103	103	-6	-5.8	1.1		103	103
交通運輸事業		372	372	1	304	305	67	22.0	4.3	1	304	305
陸上貨物運送事業	4	855	859	10	825	835	24	2.9	10.0	10	825	835
道路貨物運送	4	804	808	10	768	778	30	3.9	9.4	10	768	778
陸上貨物取扱		51	51		57	57	-6	-10.5	0.6		57	57
港湾運送業		19	19		8	8	11	137.5	0.2		8	8
林業	4	75	79	4	64	68	11	16.2	0.9	4	64	68
水産業		106	106	1	140	141	-35	-24.8	1.2	1	140	141
商業	3	1,174	1,177	5	1,098	1,103	74	6.7	13.6	5	1,098	1,103
清掃・と畜業		504	504	3	425	428	76	17.8	5.8	3	425	428
上記以外の事業	12	3,504	3,516	16	4,087	4,103	-587	-14.3	40.7	16	4,087	4,103

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した数値である。

※ 死亡災害及び休業災害の件数は、本年・昨年ともに把握した件数である。

令和6年 業種別労働災害発生状況 その1 (新型コロナ除く)

令和6年確定値

北海道労働局

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)	死亡	休業	合計
全産業合計	48	7,321	7,369	50	7,191	7,241	128	1.8	100.0	50	7,191	7,241
製造業	7	1,089	1,096	4	1,119	1,123	-27	-2.4	14.9	4	1,119	1,123
食料品	2	578	580	3	612	615	-35	-5.7	7.9	3	612	615
木材・家具		104	104		87	87	17	19.5	1.4		87	87
紙・印刷		17	17		19	19	-2	-10.5	0.2		19	19
窯業・土石		42	42		43	43	-1	-2.3	0.6		43	43
金属・機械	3	161	164		180	180	-16	-8.9	2.2		180	180
その他	2	187	189	1	178	179	10	5.6	2.6	1	178	179
鉱業												
鉱山		2	2		3	3	-1	-33.3	0.0		3	3
土石採取業		26	26	1	16	17	9	52.9	0.4	1	16	17
建設業	18	834	852	6	883	889	-37	-4.2	11.6	6	883	889
土木工事業	9	263	272	4	292	296	-24	-8.1	3.7	4	292	296
建築工事業	6	371	377	2	373	375	2	0.5	5.1	2	373	375
木造建築業	1	105	106		115	115	-9	-7.8	1.4		115	115
その他	2	95	97		103	103	-6	-5.8	1.3		103	103
交通運輸事業		236	236	1	221	222	14	6.3	3.2	1	221	222
陸上貨物運送事業	4	855	859	10	825	835	24	2.9	11.7	10	825	835
道路貨物運送	4	804	808	10	768	778	30	3.9	11.0	10	768	778
陸上貨物取扱		51	51		57	57	-6	-10.5	0.7		57	57
港湾運送業		19	19		8	8	11	137.5	0.3		8	8
林業	4	75	79	4	64	68	11	16.2	1.1	4	64	68
水産業		106	106	1	140	141	-35	-24.8	1.4	1	140	141
商業	3	1,170	1,173	5	1,094	1,099	74	6.7	15.9	5	1,094	1,099
清掃・と畜業		502	502	3	410	413	89	21.5	6.8	3	410	413
上記以外の事業	12	2,407	2,419	15	2,408	2,423	-4	-0.2	32.8	15	2,408	2,423

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したものである。

※ 死亡災害及び休業災害は、本年・昨年ともに把握した件数である。

令和7年 業種別労働災害発生状況 その1

令和7年4月末現在

北海道労働局

業種別	令 和 7 年			令 和 6 年			対 前 年		業種割合 (%)	令 和 6 年 確 定 値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合 計	増 減 数	増減率		死 亡	休 業	合 計
全 産 業 合 計	22	2,108	2,130	15	2,258	2,273	-143	-6.3	100.0	48	8,585	8,633
製 造 業	2	275	277	1	324	325	-48	-14.8	13.0	7	1,114	1,121
食 料 品		132	132		161	161	-29	-18.0	6.2	2	578	580
木 材 ・ 家 具		31	31		29	29	2	6.9	1.5		104	104
紙 ・ 印 刷		5	5		3	3	2	66.7	0.2		17	17
窯 業 ・ 土 石		13	13		12	12	1	8.3	0.6		42	42
金 属 ・ 機 械	1	48	49		42	42	7	16.7	2.3	3	161	164
そ の 他	1	46	47	1	77	78	-31	-39.7	2.2	2	212	214
鉱業	鉱 山				2	2	-2	-100.0			2	2
	土 石 採 取 業		6		8	8	-2	-25.0	0.3		26	26
建 設 業	5	179	184	5	179	184			8.6	18	834	852
土 木 工 事 業	1	75	76	2	56	58	18	31.0	3.6	9	263	272
建 築 工 事 業	3	59	62	2	71	73	-11	-15.1	2.9	6	371	377
木 造 建 築 業	1	16	17	1	23	24	-7	-29.2	0.8	1	105	106
そ の 他		29	29		29	29			1.4	2	95	97
交 通 運 輸 事 業		115	115		105	105	10	9.5	5.4		372	372
陸上貨物運送事業	2	246	248	1	268	269	-21	-7.8	11.6	4	855	859
道路貨物運送	2	234	236	1	254	255	-19	-7.5	11.1	4	804	808
陸上貨物取扱		12	12		14	14	-2	-14.3	0.6		51	51
港 湾 運 送 業		8	8		6	6	2	33.3	0.4		19	19
林 業	5	22	27	1	19	20	7	35.0	1.3	4	75	79
水 産 業		17	17		12	12	5	41.7	0.8		106	106
商 業	1	340	341	2	352	354	-13	-3.7	16.0	3	1,174	1,177
清 掃 ・ と 畜 業	2	137	139		147	147	-8	-5.4	6.5		504	504
上記以外の事業	5	763	768	5	836	841	-73	-8.7	36.1	12	3,504	3,516

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。

※ 死亡災害及び休業災害の件数は、本年・昨年ともに把握した件数である。

令和7年 業種別労働災害発生状況 その1 (新型コロナ除く)

令和7年4月末現在

北海道労働局

業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)	令和6年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	22	1,931	1,953	15	1,986	2,001	-53	-2.6	100.0	48	7,321	7,369
製造業	2	275	277	1	299	300	-23	-7.7	14.2	7	1,089	1,096
食料品		132	132		161	161	-29	-18.0	6.8	2	578	580
木材・家具		31	31		29	29	2	6.9	1.6		104	104
紙・印刷		5	5		3	3	2	66.7	0.3		17	17
窯業・土石		13	13		12	12	1	8.3	0.7		42	42
金属・機械	1	48	49		42	42	7	16.7	2.5	3	161	164
その他	1	46	47	1	52	53	-6	-11.3	2.4	2	187	189
鉱業	鉱山				2	2	-2	-100.0			2	2
	土石採取業		6		8	8	-2	-25.0	0.3		26	26
建設業	5	179	184	5	179	184			9.4	18	834	852
土木工事業	1	75	76	2	56	58	18	31.0	3.9	9	263	272
建築工事業	3	59	62	2	71	73	-11	-15.1	3.2	6	371	377
木造建築業	1	16	17	1	23	24	-7	-29.2	0.9	1	105	106
その他		29	29		29	29			1.5	2	95	97
交通運輸事業		97	97		97	97			5.0		236	236
陸上貨物運送事業	2	246	248	1	268	269	-21	-7.8	12.7	4	855	859
道路貨物運送	2	234	236	1	254	255	-19	-7.5	12.1	4	804	808
陸上貨物取扱		12	12		14	14	-2	-14.3	0.6		51	51
港湾運送業		8	8		6	6	2	33.3	0.4		19	19
林業	5	22	27	1	19	20	7	35.0	1.4	4	75	79
水産業		17	17		12	12	5	41.7	0.9		106	106
商業	1	340	341	2	350	352	-11	-3.1	17.5	3	1,170	1,173
清掃・と畜業	2	137	139		147	147	-8	-5.4	7.1		502	502
上記以外の事業	5	604	609	5	599	604			31.0	12	2,407	2,419

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。
※ 死亡災害及び休業災害は、本年・昨年ともに把握した件数である。

令和 7 年度 労働災害防止に係る建設工事発注者連絡協議会

建設業の労働災害発生状況

北海道労働局労働基準部安全課

令和7年度の建設業における安全衛生対策の推進（重点・抜粋）

- 1 足場等からの墜落・転落防止対策
- 2 はしご・脚立からの墜落・転落防止対策
- 3 墜落制止用器具の適切な使用
- 4 高年齢労働者の労働災害防止対策
- 5 外国人労働者の労働災害防止対策
- 6 一人親方等の安全衛生対策
- 7 転倒災害防止対策
- 8 交通労働災害防止対策
- 9 車両系建設機械等による労働災害防止対策
- 10 安全な建設機械の普及
- 11 荷役作業における労働災害防止対策
- 12 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策
- 13 山岳トンネル工事における労働災害防止対策
- 14 伐木等作業における労働災害防止対策
- 15 メンタルヘルス対策
- 16 熱中症対策
- 17 じん肺予防対策
- 18 騒音障害防止対策（ガイドラインの改訂）
- 19 化学物質による健康障害防止対策
- 20 石綿健康障害予防対策

R 6 労働災害発生状況（北海道 確定値）

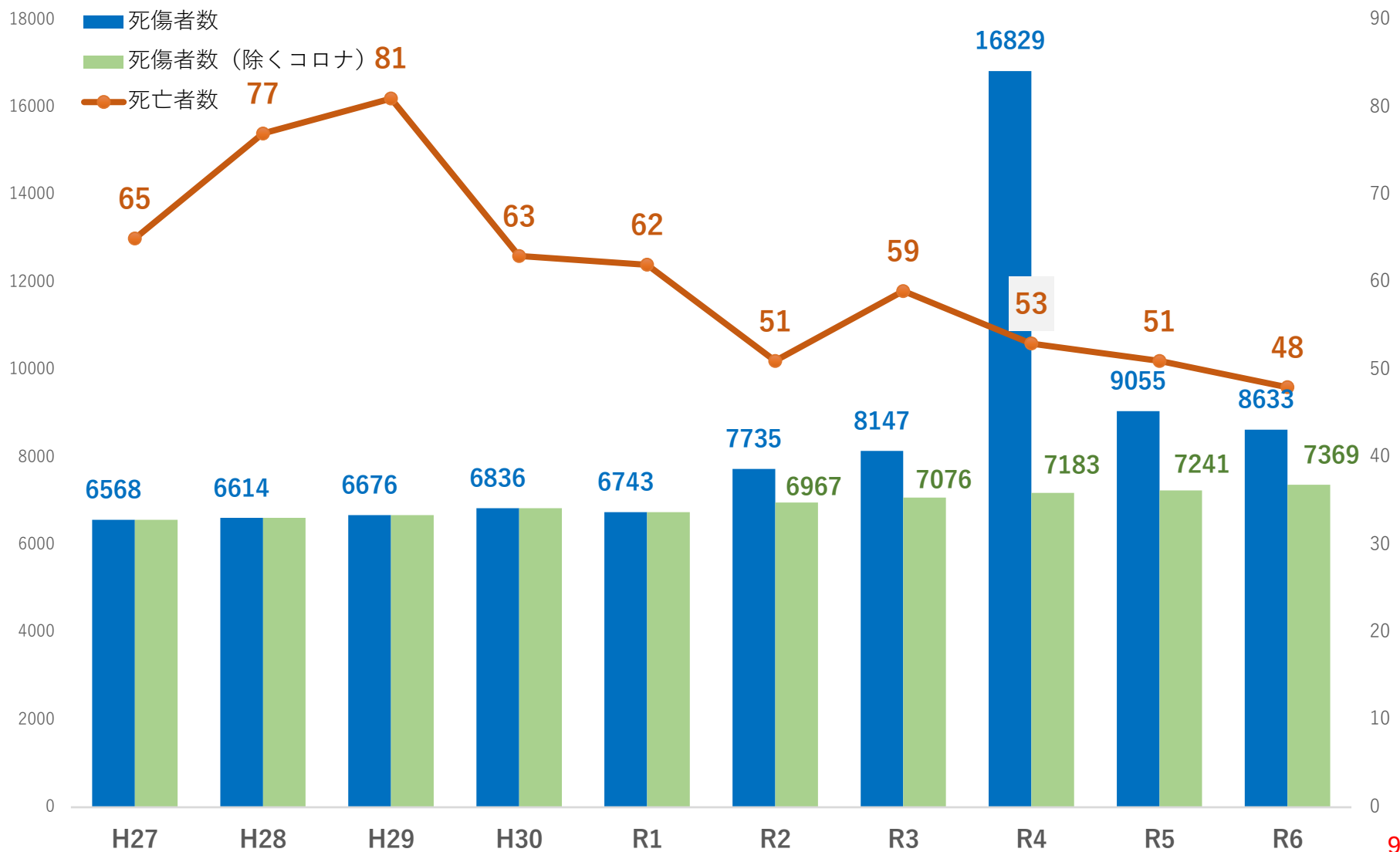
令和6年1月1日～令和6年12月31日（確定）

北海道労働局

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合	令和5年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)	死亡	休業	合計
全産業合計	48	8,585	8,633	51	9,004	9,055	-422	-4.7	100.0	51	9,004	9,055
建設業	18	834	852	6	893	899	-47	-5.2	9.9	6	893	899
土木工事業	9	263	272	4	296	300	-28	-9.3	3.2	4	296	300
建築工事業	6	371	377	2	379	381	-4	-1.0	4.4	2	379	381
木造建築業	1	105	106		115	115	-9	-7.8	1.2		115	115
その他	2	95	97		103	103	-6	-5.8	1.1		103	103

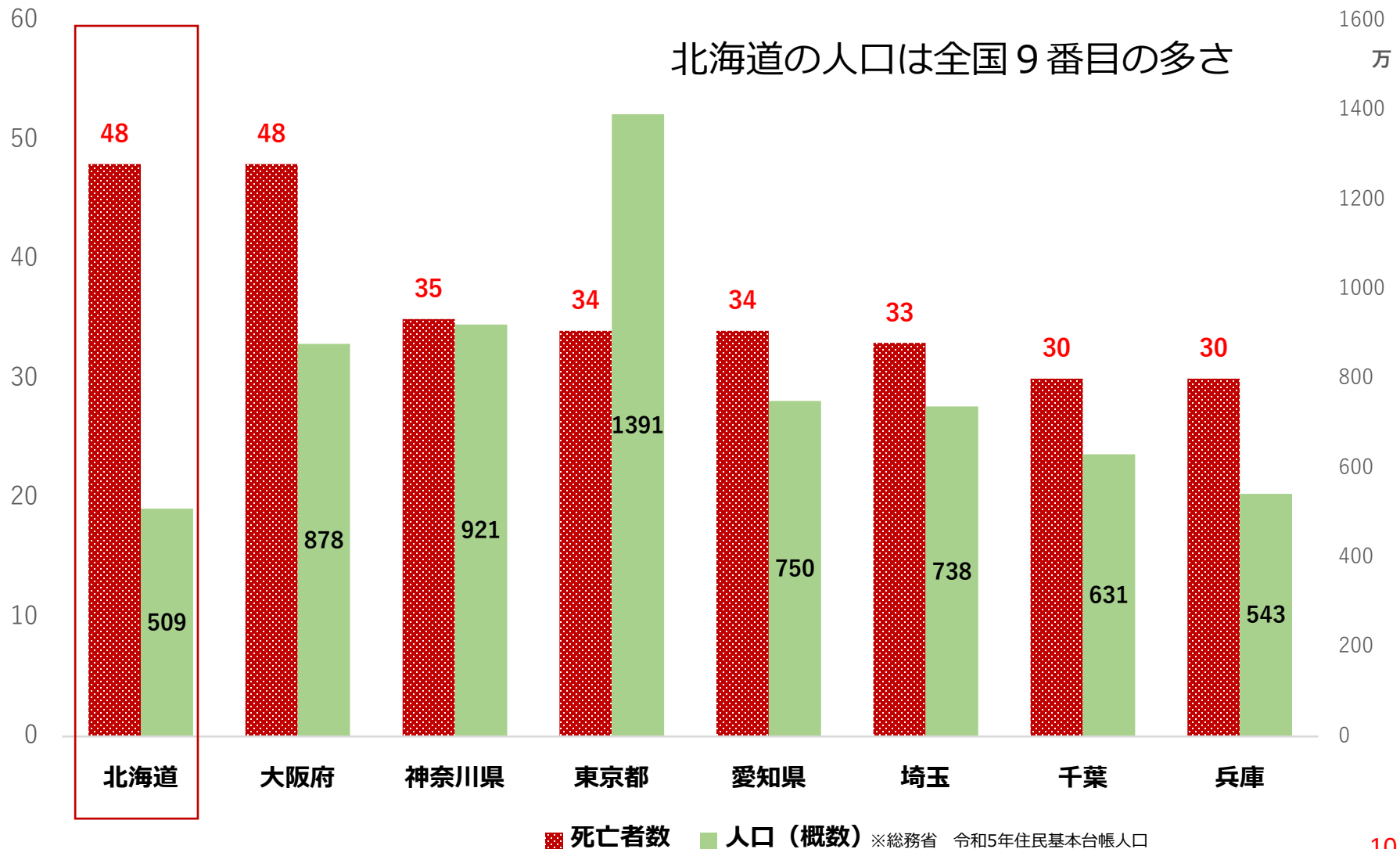
北海道における労働災害発生状況

死傷災害発生状況の推移（全産業）



北海道における労働災害発生状況

令和6年 都道府県別死亡災害発生状況（速報値）



北海道における労働災害発生状況

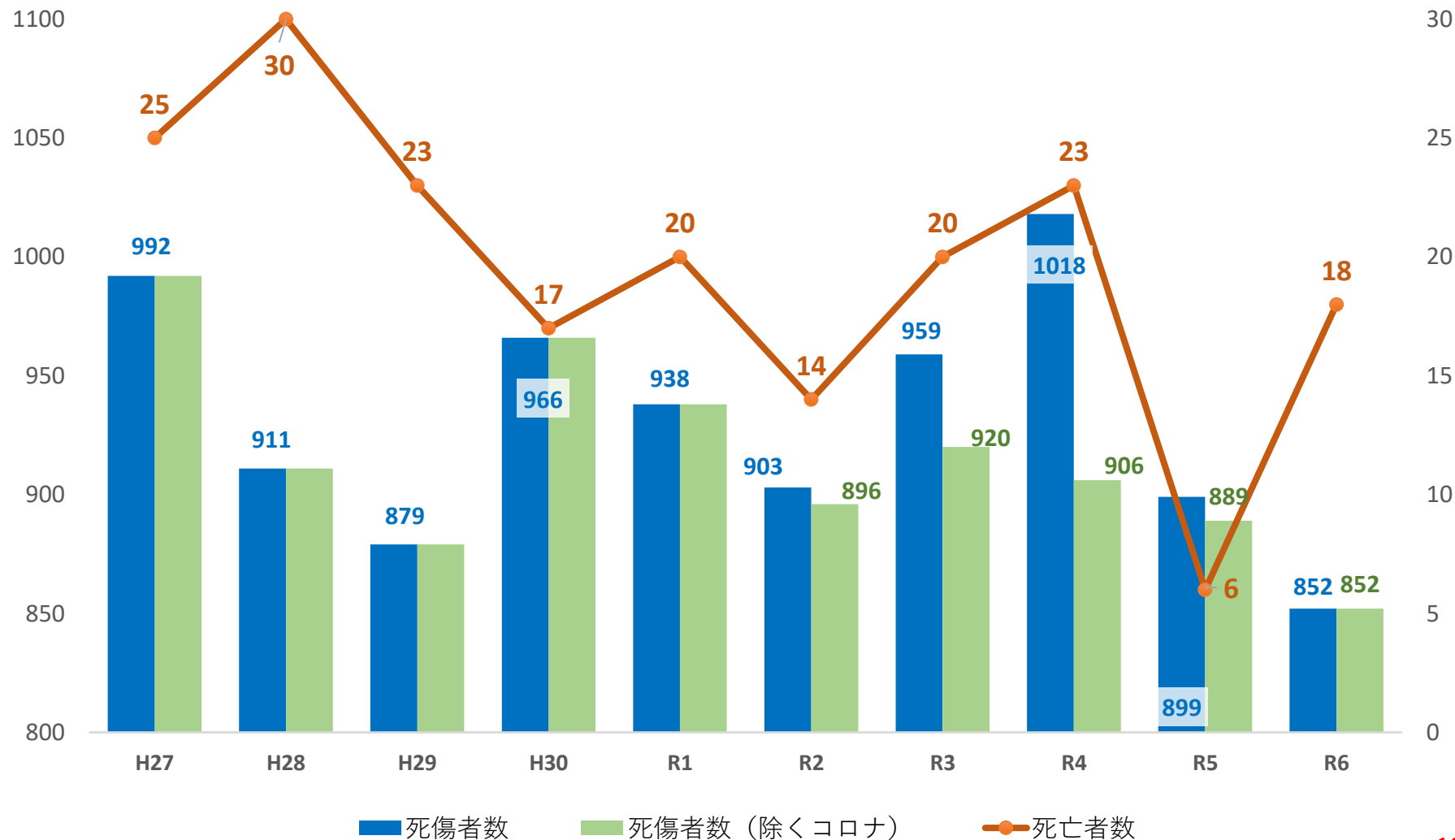
業種別死傷年千人率の推移

年	業種 死傷年千人率	全産業	鉱山を除く全産業	林業	鉱業 〔鉱山採掘業〕	建設業	製造業	運輸交通業	その他の事業
平成 27	死傷者数	6,568	6,568	102	24	992	1,187	945	3,318
	年千人率	3.0	3.0	22.4	11.2	5.3	5.9	7.2	2.0
平成 28	死傷者数	6,614	6,613	125	15	911	1,227	996	3,340
	年千人率	3.1	3.1	27.7	8.1	5.0	6.3	8.8	2.0
平成 29	死傷者数	6,676	6,675	99	22	879	1,202	1,050	3,424
	年千人率	3.1	3.1	22.0	11.9	4.8	6.2	9.3	2.1
平成 30	死傷者数	6,836	6,833	90	21	966	1,202	1,046	3,511
	年千人率	3.2	3.2	20.0	11.4	5.3	6.2	9.3	2.1
令和 元	死傷者数	6,743	6,743	102	24	938	1,104	964	3,611
	年千人率	3.1	3.1	22.6	13.0	5.1	5.7	8.5	2.2
令和 2	死傷者数	7,735	7,735	81	23	903	1,144	989	4,595
	年千人率	3.6	3.6	18.0	12.4	5.0	5.9	8.7	2.8
令和 3	死傷者数	8,147	8,145	74	26	959	1,217	1,045	4,826
	年千人率	3.8	3.8	16.4	14.1	5.3	6.2	9.2	2.9
令和 4	死傷者数	16,472	16,469	81	22	1,018	1,348	1,229	12,774
	年千人率	7.6	7.6	18.0	11.9	5.6	6.9	10.9	7.7
令和 5	死傷者数	9,055	9,052	68	20	899	1,145	1,083	5,840
	年千人率	4.3	4.3	13.7	14.8	6.2	5.4	10.3	3.5
令和 6	死傷者数	8,633	8,631	79	28	852	1,121	1,180	5,373
	年千人率	4.1	4.1	15.9	20.7	5.9	5.3	11.2	3.2

北海道の死傷年千人率の算定基礎となる北海道の労働者数の出所は、平成26年～平成27年は「平成26年経済センサス基礎調査」（総務省）、平成28年～令和4年は「平成28年経済センサス活動調査」（総務省）、令和5年は「令和3年経済センサス-活動調査」である。

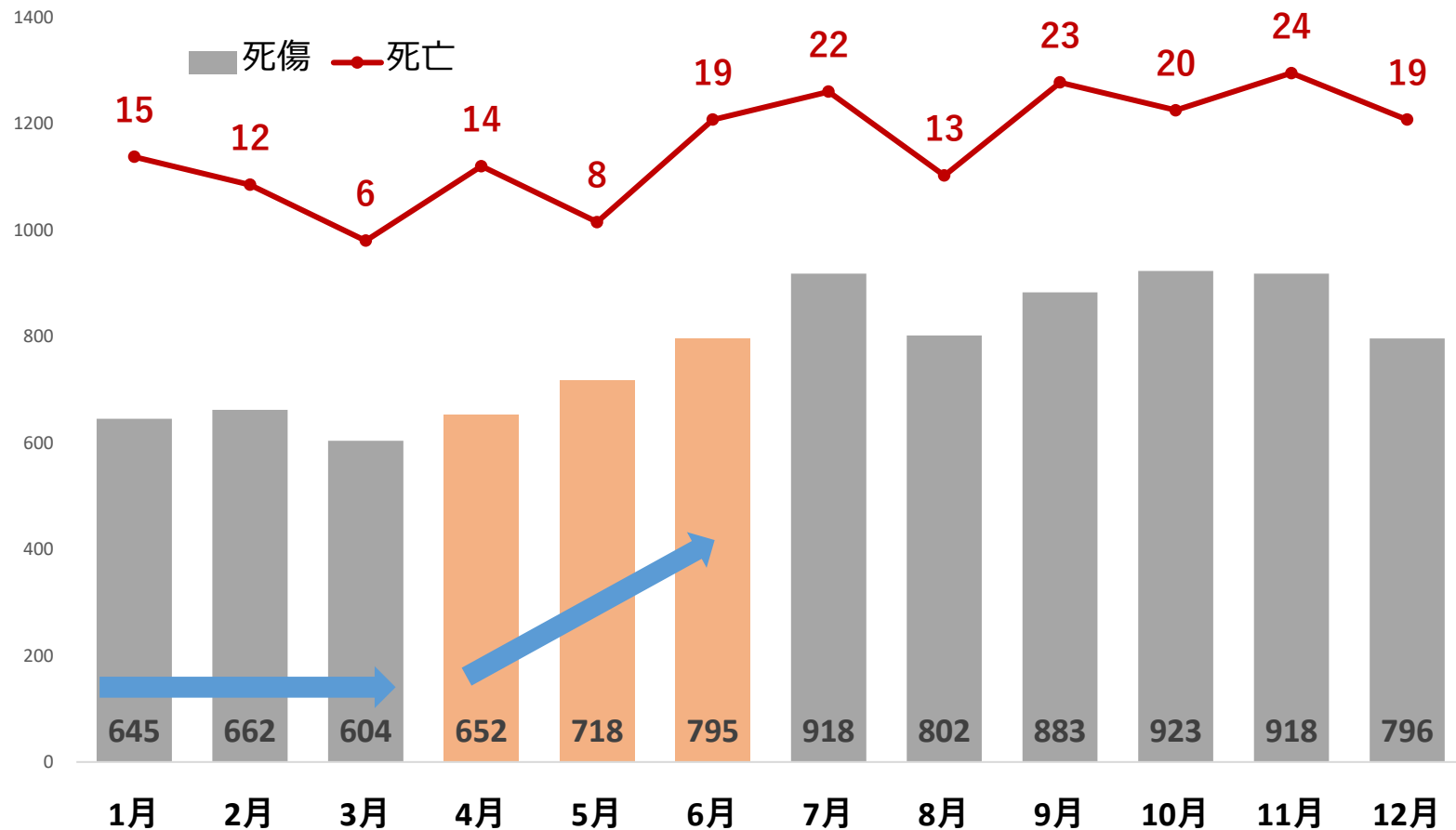
北海道における労働災害発生状況（建設業）

死傷災害発生状況の推移（H27～R6）



北海道における労働災害発生状況（建設業）

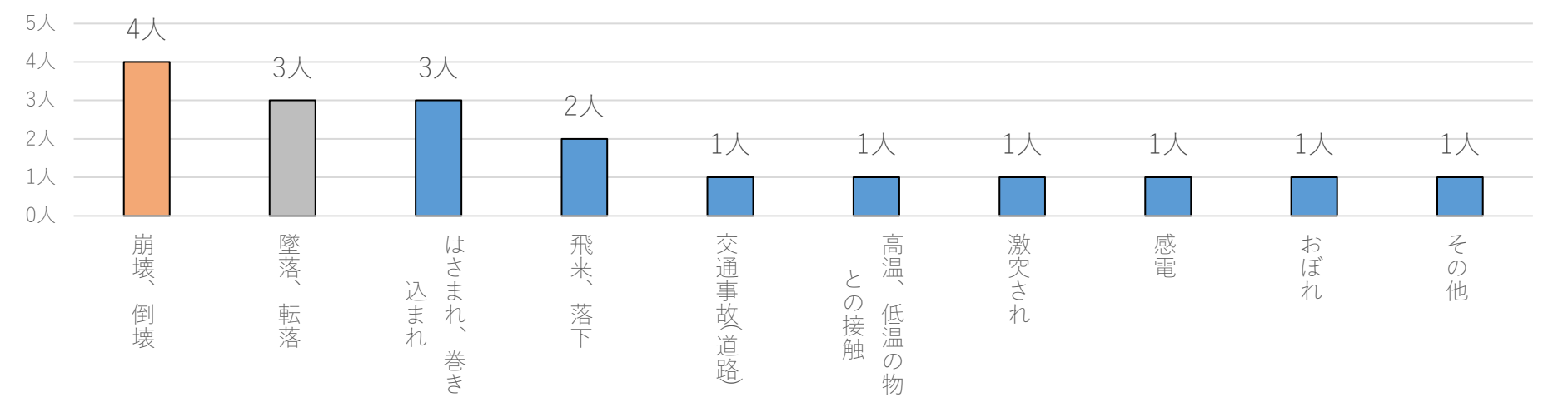
月別死亡災害発生状況（H27～R6の累計）



- ・ 死傷災害は4月から徐々に増加し、下半期は上半期水準には戻らない
- ・ 死亡者数は下半期（121人）は上半期（74人）の1.6倍となっている

R 6 建設業死亡労働災害概要（北海道 確定値）

R6 建設業死亡災害事故の型別発生状況



事故の型の内訳

	墜落、転落	飛来、落下	崩壊、倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	おぼれ	高温、低温の物との接触	感電	交通事故(道路)	その他	計
建設用等機械	1				2						3
動力クレーン等				1							1
動力運搬機					1						1
乗物									1		1
電気設備								1			1
用具		1									1
仮設物・建築物・構築物等	2		2								4
材料		1									1
自然環境等			2			1	1				4
その他の起因物										1	1
計	3	2	4	1	3	1	1	1	1	1	18

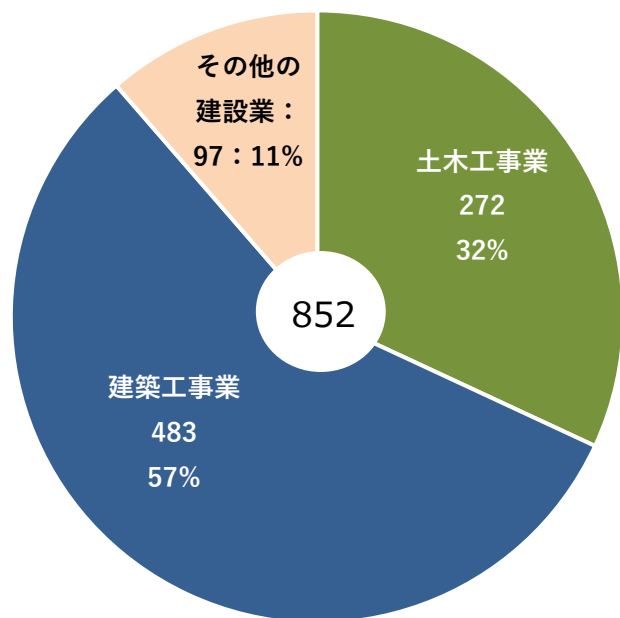
・崩壊・倒壊が最も多くなり、次いで墜落・転落、はさまれ、巻き込まれと続いている。14

北海道における労働災害発生状況（建設業）

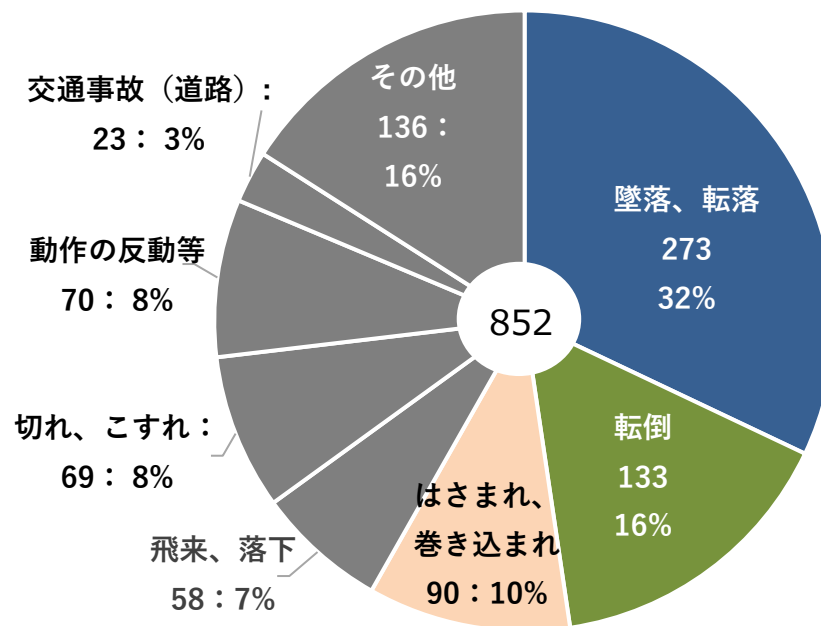
令和6年死傷災害発生状況（確定値）

※除くコロナ

工種別災害発生状況



事故の型別災害発生状況

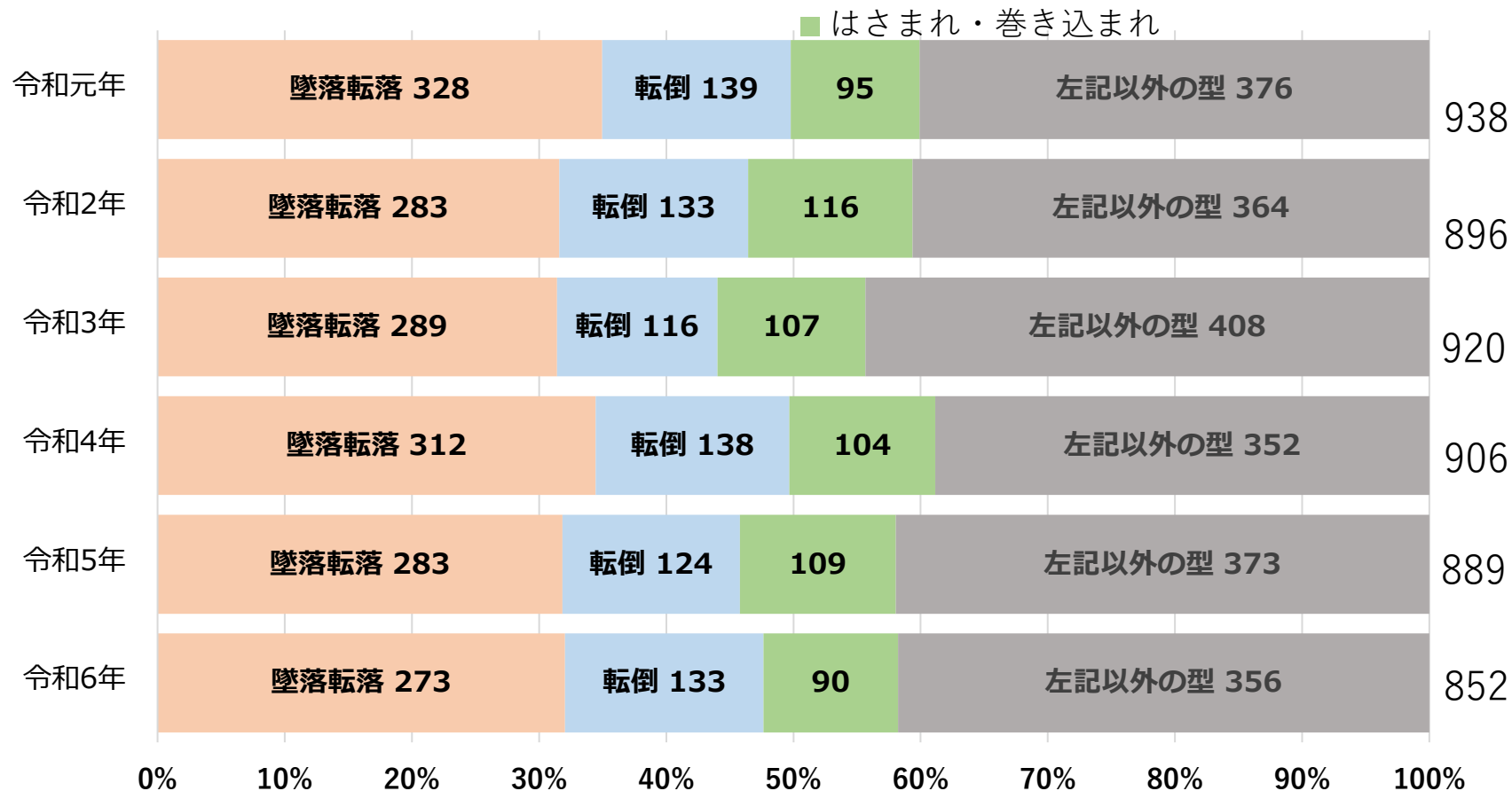


- ・ 建築工事業が半数以上を占めている
- ・ 墜落転落災害は前年と比べると10人減少しているが、過去5年全てで建設業の死傷災害の3割以上を占めており、発生割合は高い

北海道における労働災害発生状況（建設業）

主要な事故の型別死傷災害発生状況 (R1～R6)

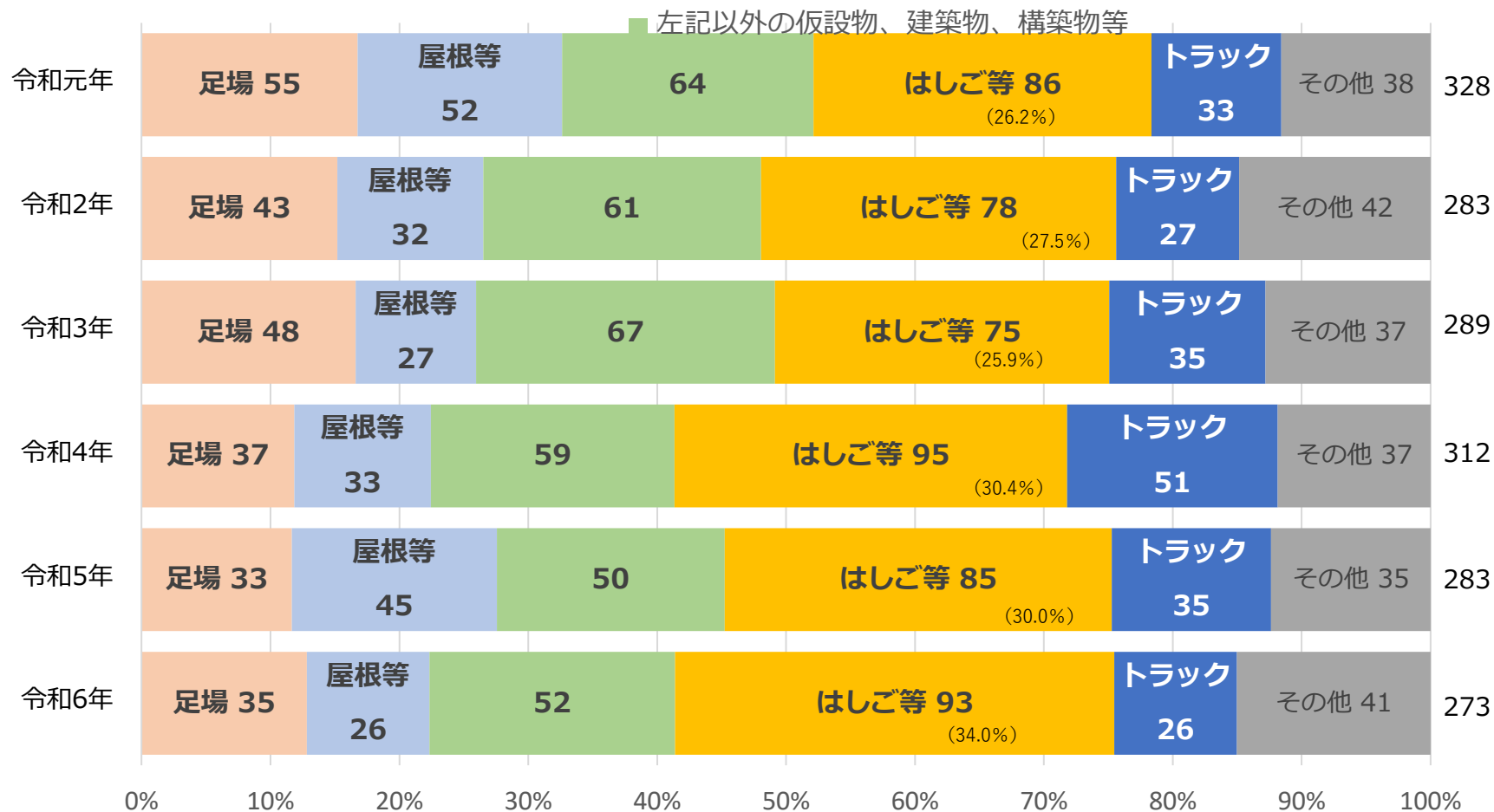
※除コロナ



- ・ 墜落転落災害は過去6年全てで建設業の死傷災害の3割以上を占める。
- ・ 令和6年は令和元年に比べると建設業の死傷者数は減少しているが、災害発生の上位を占める3つの事故の型は変動していない。

北海道における労働災害発生状況（建設業）

墜落、転落災害の起因物別発生状況（R1～R6）



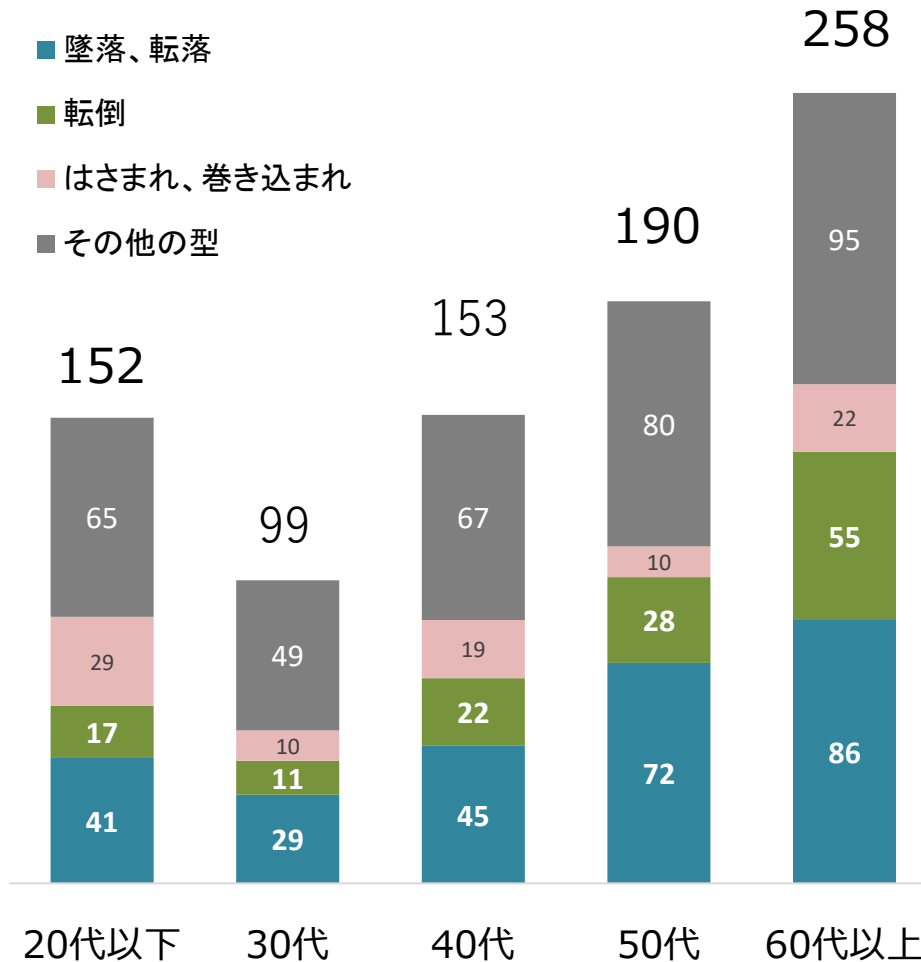
- ・足場、屋根等を含む「仮設物、建築物、構築物等」からの墜落転落災害は毎年4割を超えているが、足場からの墜落、転落は減少傾向にある
- ・令和6年は屋根等からの墜落、転落災害が減少した。
- ・はしご等からの墜落、転落災害は令和5年と比べると増加し、依然として高い割合を占める。

北海道における労働災害発生状況（建設業）

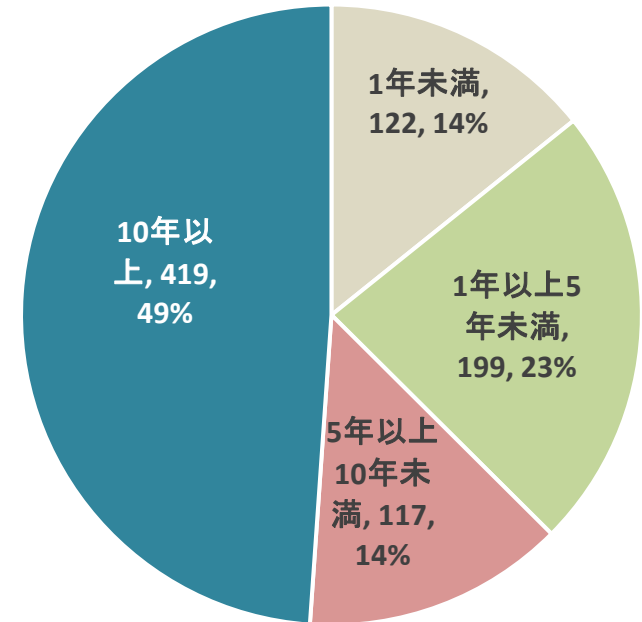
年代別、経験年数別災害発生状況（R6）

※除コロナ

主要事故の型別年代別発生状況



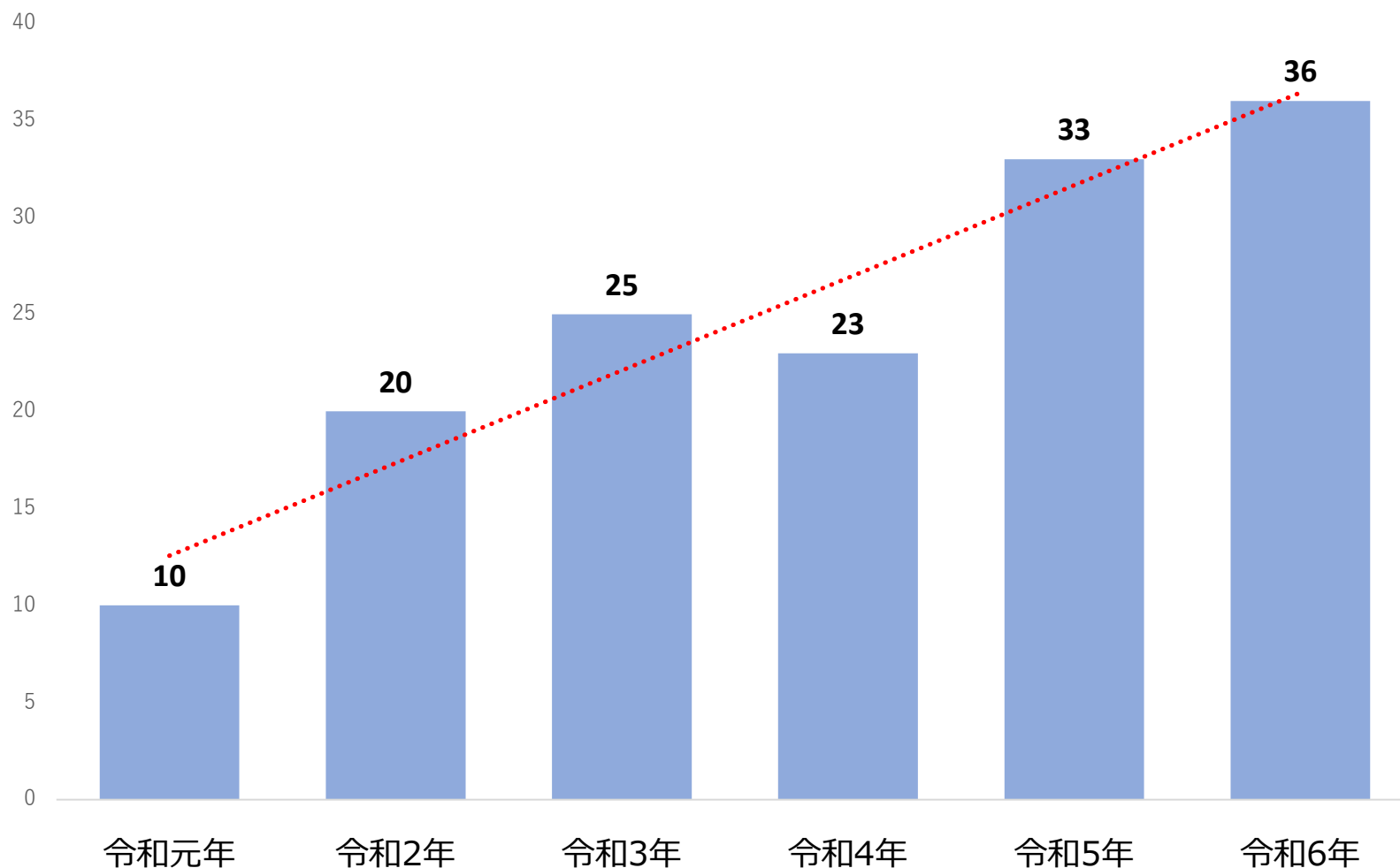
経験年数別発生状況



北海道における労働災害発生状況（建設業）

外国人労働者の死傷災害発生状況の推移

※除コロナ



死亡労働災害が多発しています（令和7年4月末速報値）

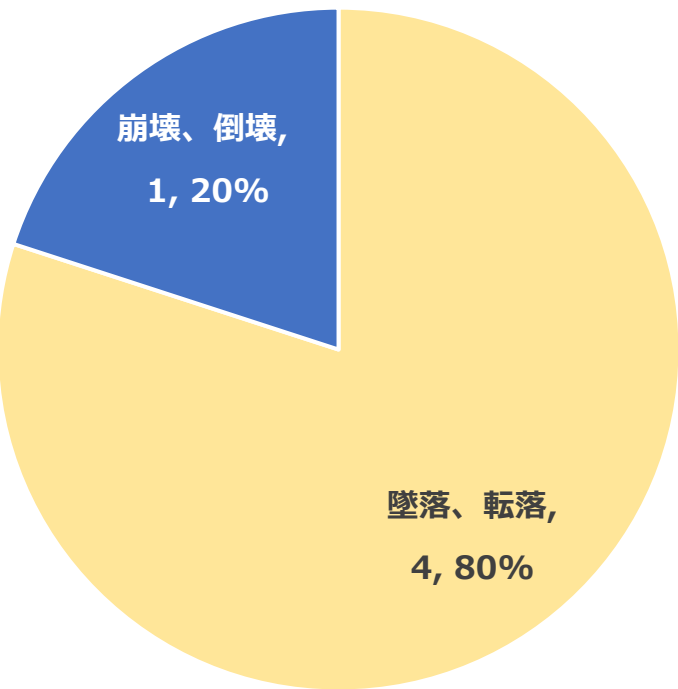
発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
7	1	14時台	建築工事業	10人以上29人	墜落、転落	372 用具	被災者は、高さ約2メートルの箇所の壁に石膏ボードを貼り付けるため、脚立の上から2段目の踏みさんにまたがって、地面に置いた石膏ボードを持ち上げた際、脚立から墜落したものの。
7	1	10時台	建築工事業	10人未満	墜落、転落	411 仮設物、建築物等	被災者は、屋上防水工事のため現場に入場し、外部足場のブラケットに設置した荷の上げ下ろし用電動ウインチを取り外そうとした際、足場の筋かい、下桟等を取り外し、要求性能墜落制止用器具を使用せず作業をしていたため、17.6メートル下の地上部まで墜落したものの。
7	1	15時台	建築工事業	10人以上29人	崩壊、倒壊	415 仮設物、建築物等	被災者は、鉄骨造2階建て建築物の解体工事現場において、屋上部の床を支える鉄骨梁をガス溶断していたところ、当該梁を切りすぎたため折損し、屋上の床部分が落下、2階で作業を行っていた被災者が下敷きとなったものの。
7	2	9時台	建築工事業	10人未満	墜落、転落	414 仮設物、建築物	被災者は、食料品製造工場の新築工事現場において、天井断熱パネルを屋根骨材から吊った後の吊り具のゆるみの点検作業に従事していたが、天井裏を移動中にブルーシート養生が施された開口部から5.8メートル下の床面まで墜落したものの。
7	2	14時台	土木工事業	10人未満	墜落、転落	212 動力クレーン等	被災者は、移動式クレーンに積もった雪の除雪作業を行っていた際、移動式クレーンの操作レバー上部の除雪のため、移動式クレーンの基部と荷台の鳥居部分の間に足をかけたところ、足を踏み外し、体がアウトリガーと運転席側の荷台壁面の間に挟まったとみられるもの。

北海道における労働災害発生状況（建設業）

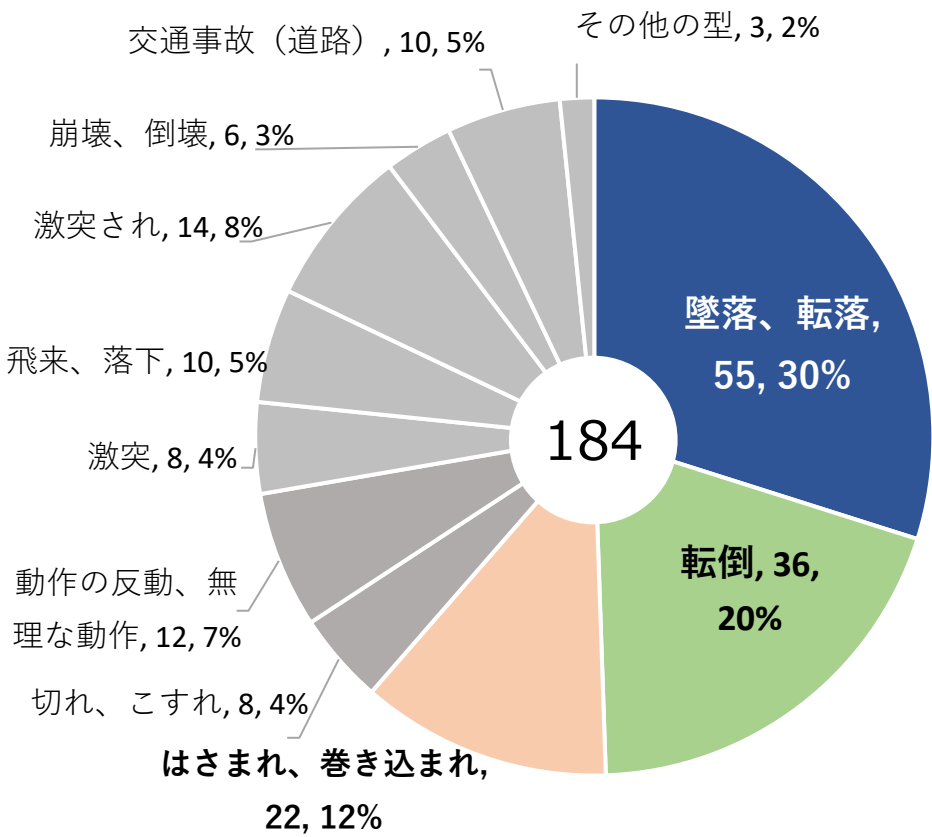
死傷災害発生状況（令和7年4月末速報値）

※除くコロナ

死亡災害事故の型別災害発生状況



死傷災害事故の型別災害発生状況



第14次労働災害防止計画の3年目に向けて



計画の目標 2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする



第14次防本文

○死亡災害 2022(R4)年と比較して10%以上減少※

○死傷災害 2022(R4)年と比較して減少に転じさせる※

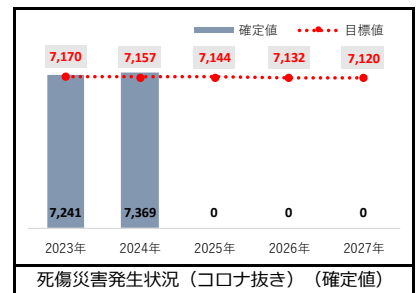
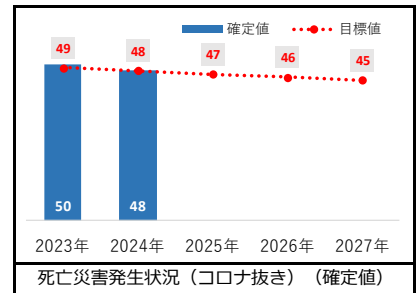
※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

死亡災害及び死傷災害の状況

第14次労働災害防止計画の2年目であった令和6年の災害発生状況は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、死亡災害は48人と、2年目の目標（48人）を達成しました。一方、死傷災害は7,369人と前年より増加し、2年目の目標（7,157人）を達成できませんでした。

死亡災害の業種別発生状況では建設業が18人と最も多く、次いで製造業7人、陸上貨物運送業4人、林業4人、畜産業4人が続きます。事故の型別発生状況では、はさまれ、巻き込まれ10人が最も多く発生しており、次いで崩壊、倒壊7人、墜落、転落6人、激突され4人、交通事故（道路）4人となっています。

死傷災害の業種別発生状況では、発生割合が高い順に主なもので、商業（15.9%）、製造業（14.9%）、陸上貨物運送業（11.7%）、保健衛生業（11.7%）、建設業（11.6%）、清掃・と畜業（6.8%）、接客・娯楽業（6.3%）となっています。また、事故の型別発生状況は、発生割合が高い順に主なもので、転倒2,401件（32.6%）、動作の反動、無理な動作1,168件（15.9%）、墜落、転落1,135件（15.4%）、はさまれ、巻き込まれ688件（9.3%）となっています。



計画の重点事項ごとのアウトカム指標の状況

建設業における労働災害防止対策の推進

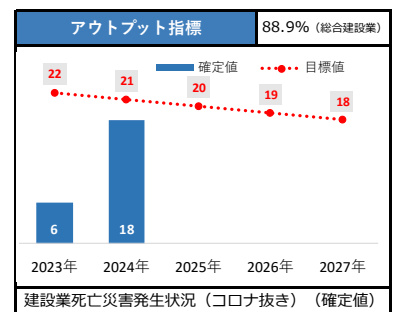
建設業
アウトカム指標

死亡者数を2022年と比較して20%以上減少させる

建設業における死亡者数は18人であり、目標を達成したものの、前年を大幅に上回りました。

事故の型別内訳は崩壊、倒壊4人、墜落、転落3人、はさまれ、巻き込まれ3人、飛来、落下2人でした。

高所からの墜落、転落災害防止に加え、建築物の解体による部材の倒壊や落下による災害防止を徹底する必要があります。



社会福祉施設における労働災害防止対策の推進

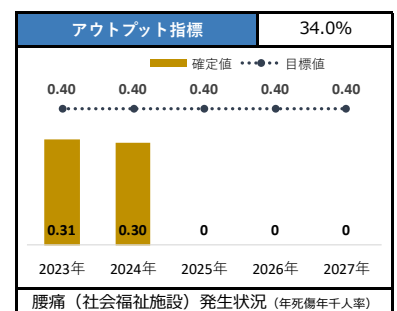
社会福祉施設
アウトカム指標

腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる

社会福祉施設における腰痛は54人であり、死傷年千人率では0.30と目標（0.40）を下回りました。ノーリフトケアを導入している事業場の割合は前年より増加しています。

引き続き、ノーリフトケアの導入を推進し、腰痛防止対策に取り組むほか、身体機能の保持増進を進めていく必要があります。

（社会福祉施設に関する死傷年千人率の算出には令和3年経済センサスを使用しています。）



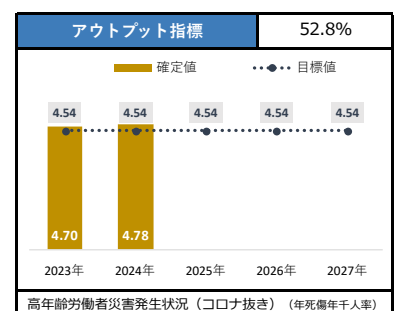
高齢労働者に係る労働災害防止対策の推進

高齢労働者
アウトカム指標

60歳以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

60歳以上の死傷者数は2,439人（33.1%）と最も多く、男性は0.06ポイント目標を下回ったものの、女性は0.65ポイント目標を上回り、全体では目標を0.24ポイント上回っています。事故の型別の発生状況では人数が多い順に主なもので転倒1,117人（45.8%）、墜落、転落394人（16.2%）、動作の反動、無理な動作279人（11.4%）でした。

引き続きエイジフレンドリーガイドラインに基づく対策を推進していく必要があります。



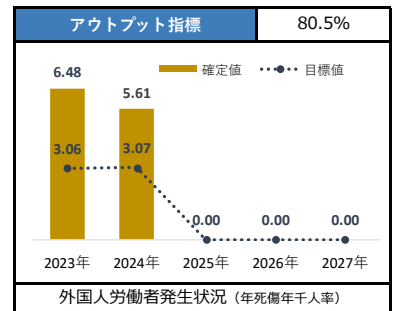
外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進



外国人労働者 アウトカム指標

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

死傷者数は246人と前年を16人上回り、死傷年千人率は5.61と目標値を2.54ポイント上回っています。業種別では主なもので畜産業68件（27.6%）、製造業61件（24.8%）、建設業36件（14.6%）、商業18件（7.3%）、農業13件（5.3%）、旅館業13件（5.3%）です。また、在留資格別では技能実習82件（33.3%）、特定技能59件（24.0%）、技能56件（22.8%）となっています。やさしい日本語や母国語による安全衛生教育を通じ、安全な作業手順の徹底を図る必要があります。



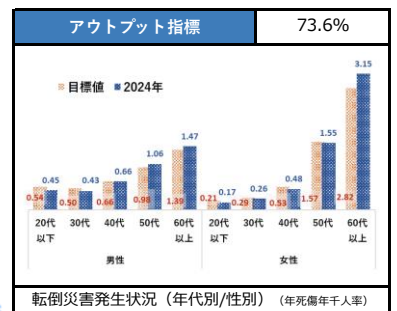
転倒災害に係る労働災害防止対策の推進

転倒 アウトカム指標

転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける

転倒災害は2,401件（32.6%）と事故の型別では最も多く発生しており、全体の死傷年千人率は1.00と目標値を0.03ポイント上回っています。特に60歳代以上の女性労働者の死傷年千人率は他の年代、性別に比べて高くなっています。業種別では小売業442件（18.4%）、社会福祉施設265件（11.0%）、清掃・と畜業201件（8.4%）、道路貨物運送業197件（8.2%）、食料品製造業193件（8.0%）で多く発生しています。

引き続き高年齢労働者対策とも連動し、ハード面、ソフト面からの対策を推進していく必要があります。



陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

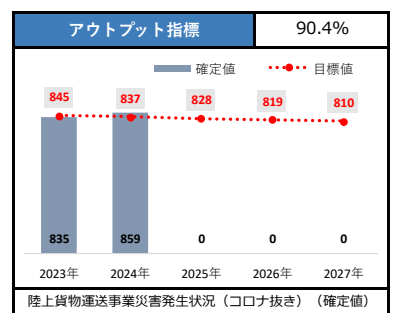
陸上貨物運送事業 アウトカム指標

死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる



死傷者数は859人と前年より24人増加し、2年目の目標値（837人）を上回りました。事故の型別では転倒219件（25.5%）、墜落、転落216件（25.1%）、動作の反動、無理な動作121件（14.1%）、はさまれ、巻き込まれ88件（10.2%）が多く発生しています。墜落、転落災害のうち、荷役作業中のものは70.4%を占め、トラックを起因物とする墜落、転落災害は60.2%に上ります。

荷役ガイドラインを中心に荷役作業中の災害防止対策、特にトラックからの墜落、転落対策を重点的に推進する必要がありますが、そのためには荷主の協力も必要となります。



製造業における労働災害防止対策の推進

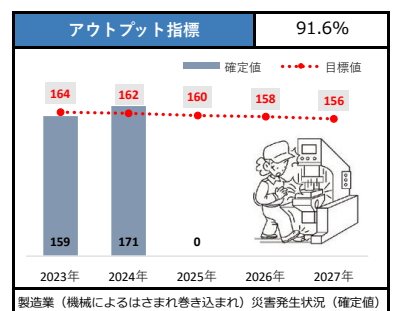
製造業 アウトカム指標

機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

製造業全体の死傷者数は1,096人と前年より27人減少しました。食料品製造業が580人と製造業全体の52.9%を占めており、次いで金属製品・機械器具製造業が164人（15.0%）、木材・家具製造業104人（9.5%）となっています。

機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数は171人と2年目の目標値（162人）を上回りました。

外国人労働者が多く就労する業種でもあり、設備対策に併せて安全教育についても徹底を図り、機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策を推進していく必要があります。



林業における労働災害防止対策の推進

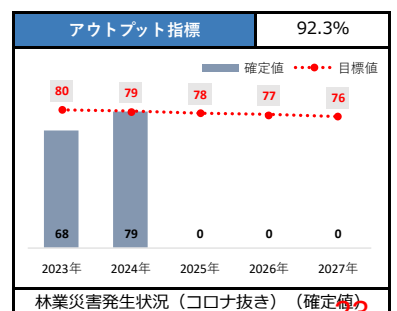
林業 アウトカム指標

林業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる



死傷者数は79人と2年目の目標値（79人）は達成したものの、前年より11人増加しています。事故の型別では主に、激突され17人（21.5%）、飛来、落下13人（16.5%）、切れ、こすれ10人（12.7%）、転倒9人（11.4%）が発生しています。起因物別では立木等32件（40.5%）、車両系木材伐出機械8件（10.1%）、一般動力機械8件（10.1%）、チェーンソー7件（8.9%）となっています。

伐木作業に関連した災害が多いため、引き続きチェーンソーによる伐木作業ガイドラインに基づく対策を進める必要があります。



建設工事着工期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

（運動期間 令和7年4月1日～6月30日）

厚生労働省北海道労働局

建設業における令和6年の労働災害発生状況は、令和7年1月末現在の速報値をみると、死亡者数は17人と前年同期に比べ11人増加し、死傷者数については831人と前年同期に比べ29人減少しています。

死傷者数は減少しているものの、死亡者数については大幅に増加しており、令和7年に入っても、建設業における死亡者数は既に5人（令和7年2月末現在）に上っており、死亡災害の撲滅に向けた更なる取組が必要です。

労働災害防止対策の徹底を図るためには、建設工事現場が動き出す着工期に、安全衛生管理体制の再確認及び安全衛生教育等を実施し、事業場全体に安全意識を定着させることが重要です。

このため、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

加えて、5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

- 運動期間：令和7年4月1日～6月30日
- 主唱者：厚生労働省北海道労働局・各労働基準監督署（支署）
- 協賛者：建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、一般社団法人建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会北海道支部、一般社団法人プレハブ建築協会北海道支部、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会、建設工事発注者連絡協議会
- 実施者：建設業関係各事業場（工事現場）

1 重点実施事項

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
- 現場管理を行う事業者における教育の実施
 - 元方事業者が実施すべき事項
工事現場担当職員に対する教育(現場管理、作業計画、リスクアセスメント(以下「RA」という。))の実施方法、関係請負人に対する教育援助の方法等)の実施
 - 工事現場担当職員が実施すべき事項
関係請負人に対する教育及び指導援助(作業計画、RAの実施方法、KYT、TBMの方法等)
 - 直接工事を請負う事業者
自ら雇用する作業員に対する教育(就業制限業務、高所作業における措置、はしご等の正しい用具の使い方)の実施
 - 外国人労働者に対する事項
母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施
- 経営首脳者による安全パトロールの実施
- 現場における元方事業者による以下の統括安全衛生管理の徹底
 - 協議組織の設置・運営及び関係請負人の参加
 - 作業間の連絡・調整の確実な実施
 - 作業場所の巡視の確実な実施
 - RA・KYT・TBM等の安全活動の実施
 - 工程計画及び機械・設備の配置計画の策定並びに関係請負人が策定する作業計画への指導
- 職長、作業主任者による安全衛生管理活動の促進
- 運動期間中、特に、工事開始時期及びその後一定期間ごと並びに「建設安全週間」に、店社による安全パトロール、現場責任者による巡視・安全点検等の集約的な実施
- 安全大会の実施、「建設工事着工期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上
- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組
- 転倒災害防止対策の取組
- 熱中症予防対策の取組

2 安全パトロール等の安全活動時における確認事項

- 墜落・転落災害防止対策
 - 墜落・転落災害の防止に関するRAの確実な実施
 - 開口部の養生、危険箇所の表示
 - 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
 - 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
 - 防網の設置、墜落制止用器具取付設備の設置
 - フルハーネス型墜落制止用器具の確実な着用
 - はしご等の使用時における安全ブロック等を使用

- した墜落防止措置の徹底
 - 作業主任者の選任、職務の励行
- 重機災害防止対策
 - 車両系建設機械
 - 作業計画の策定（種類及び能力、運行経路、作業方法）
 - 立入禁止区域の明確化
 - 誘導者の配置による転落・接触防止
 - b及びcに加え、自動警報機能や自動停止機能を利用した有効な立入禁止措置の導入
 - 主たる用途以外の使用制限
 - 路肩、傾斜地等における転落、転倒防止
 - 特定自主検査を含む定期自主検査の実施
 - 移動式クレーン
 - 作業計画の策定（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
 - 過負荷の制限
 - アウトリガーの最大張出
 - 適正な玉掛用具の使用
 - 安全装置の有効使用
 - 性能検査・定期自主検査の実施
- 土砂崩壊災害防止対策
 - 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 - 作業開始前の地山の点検
 - 作業主任者の選任、職務の励行
 - 作業手順に基づく安全作業
 - 現場責任者による巡視・点検の励行
 - 構築物・仮設物の倒壊防止
- 交通労働災害防止対策
 - 路面状況にあった安全な速度での走行
 - 工事現場における第三者車両からの危害防止措置
 - 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
 - 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転等の教育に活用
 - 運転者の負担軽減等の過労運転の防止対策
- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組
- 転倒災害防止対策の取組
- 外国人労働者に対する母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施
- 暑さ指数（WBGT）を活用した熱中症予防対策の取組

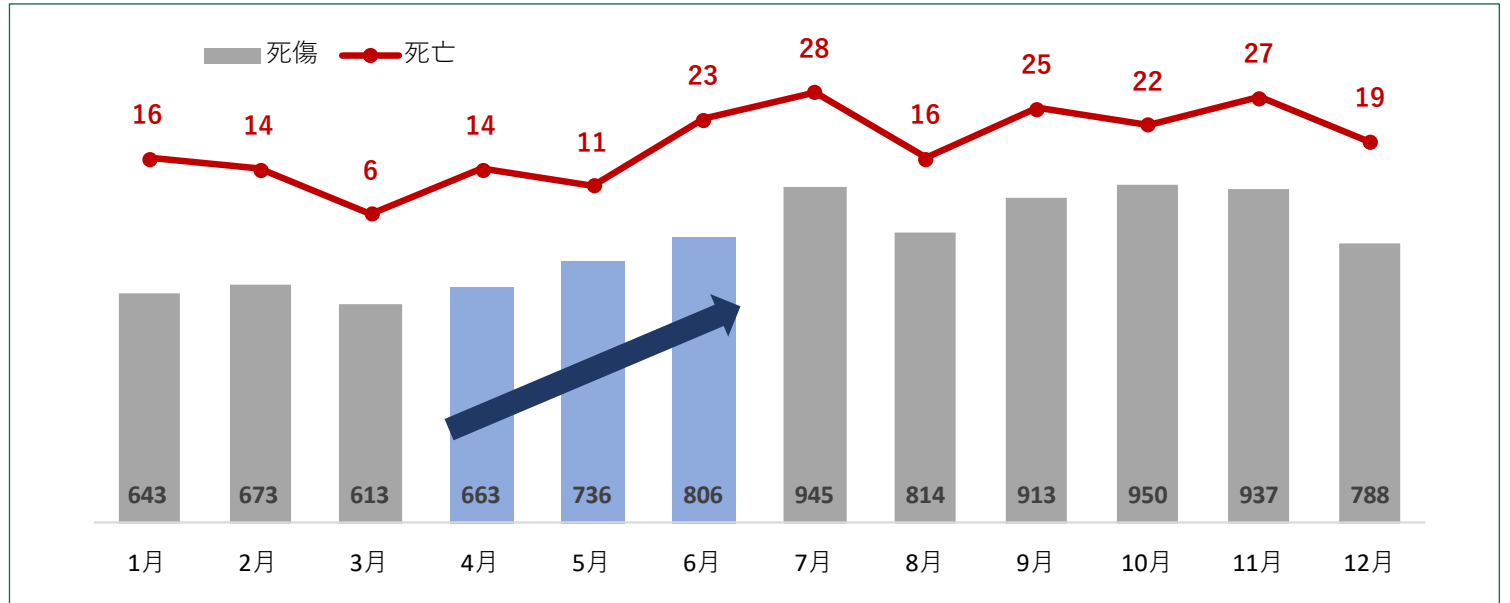
「リーフレット」及び「実施要綱」全文は、北海道労働局のホームページ内のホーム＞労働条件・職場の安全衛生＞職場の災害防止対策＞建設業の労働災害防止対策等についてに掲載しますので、活用してください。

（R7.3）

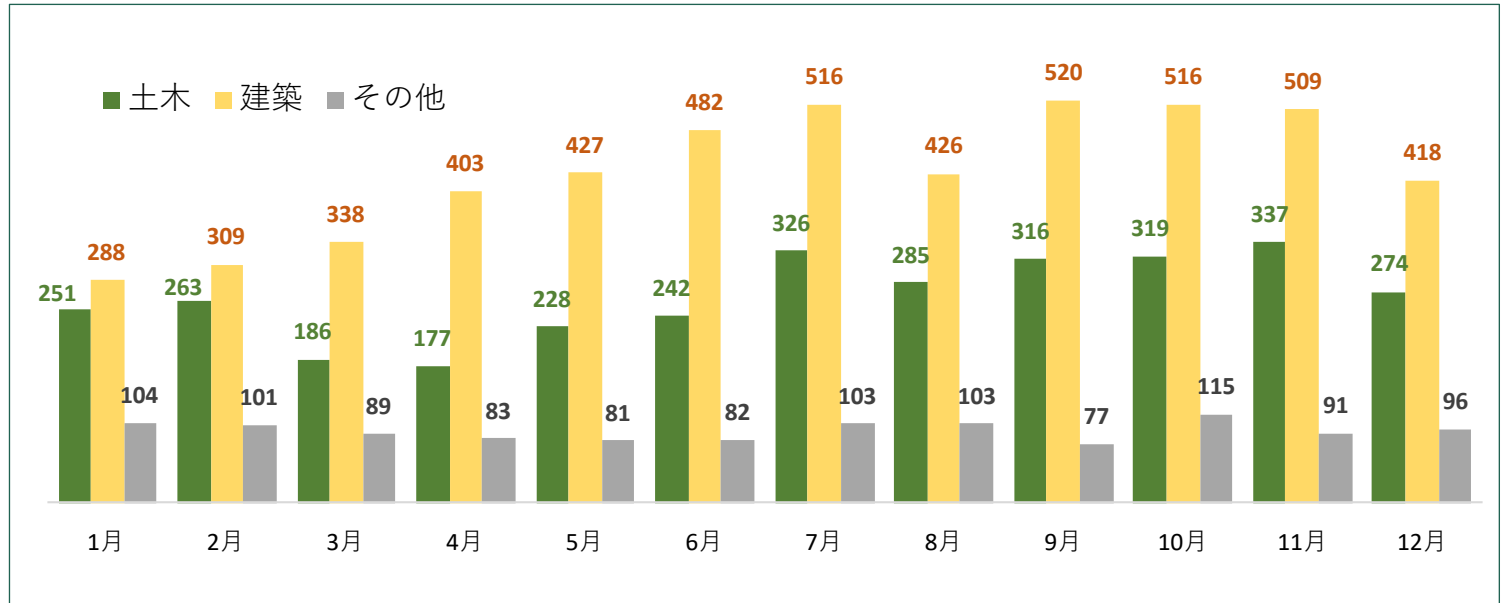
資料番号7

建設工事着工期労働災害防止運動 ～「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期～ 運動期間：令和7年4月1日～6月30日

◆ 建設業の月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成26年～令和5年)の各月計



◆ 業種別・月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成26年～令和5年)の各月計



- 建設工事現場が動き出す4月～6月の「**着工期**」こそ、安全対策の「**質**」を決める時期です。
- 安全衛生教育の充実、安全衛生管理体制の再確認及び安全意識の定着を最重点として「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。
- 特に、**5月25日から5月31日まで**を「**建設安全週間**」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の一層の促進を図ることとします。



建設工事着工期労働災害防止運動



STOP! 労働災害

運動期間 令和7年4月1日～6月30日

第14次労働災害防止計画の建設業の重点取組事項

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組
- 転倒災害防止対策の取組
- 外国人労働者に対する母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施



建設工事現場に入場する方は、保護帽に着工期運動のシールを貼り、全員参加で運動の機運を醸成させましょう。

《実施要綱に基づく重点取組事項》

- ❑ 各種安全衛生教育を確実に実施しましょう（店社、現場、協力会社としてR A・K Y T・T B M等）。
- ❑ 新規入場、配置替、能力向上教育等を確実に実施しましょう。
- ❑ 移動式クレーンや車両系建設機械等は、リスクアセスメントの評価に基づく作業計画を作成しましょう。
- ❑ 職長・作業主任者による適切な作業指揮を実施しましょう。
- ❑ 屋根、足場、はしご等からの墜落・転落災害防止措置を確実に行いましょう。
- ❑ 高所作業時に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう。
- ❑ 通勤経路の交通ヒヤリマップの作成や、送迎運転者に対する業務の負担軽減に配慮しましょう。



北海道労働局ホームページ
「建設工事着工期労働災害防止運動」



厚生労働省

北海道労働局 ・ 労働基準監督署（支署）

[工事事務所などに掲示しましょう]

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和 6 年 2 月から、それ以外の規定は令和 5 年 10 月から施行されます。

改正のあらまし

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。



2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への
特別教育が義務化されますR6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作*の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストストップ等 operates すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

① 施行の日時点において 6 月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。

テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45 分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1 時間以上で可

② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。

テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。

テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせください。

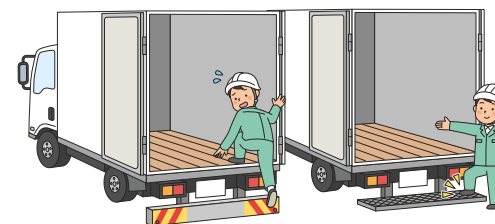
3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

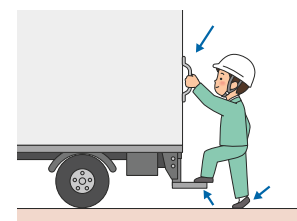
昇降設備の留意事項について



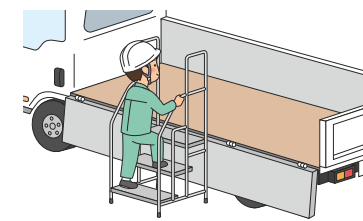
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



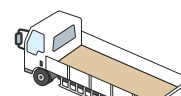
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

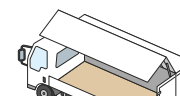
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

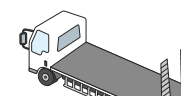


平ボディ車

〈荷台の側面が構造上開閉できるものの例〉

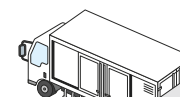


ウイング車



建機運搬車

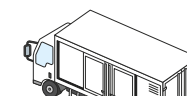
〈荷台の側面が構造上開放されているものの例〉



バン

〈テールゲートリフターが設置されているもの〉

適用されないもの



バン

〈テールゲートリフターが設置されていないもの〉

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

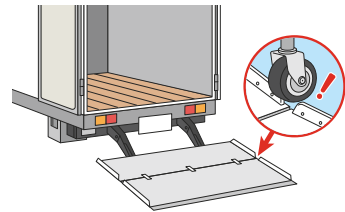
テールゲートリフターの種類



メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

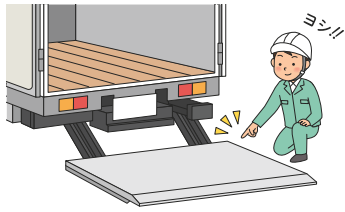
【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

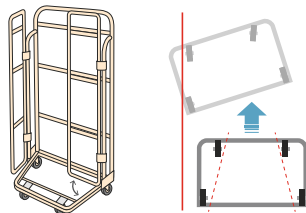
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの。



▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したもの。



▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(旧基準) 3,516時間	改正前(旧基準) 原則:293時間 最大:320時間	改正前(旧基準) 継続8時間
改正後 原則:3,300時間 最大:3,400時間	改正後 原則:284時間 最大:310時間	改正後 継続11時間を 基本とし、継続9時間



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会(2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukujin/location.html

労働基準 所在案内 検索



令和 7 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 98 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 6 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 3 年目となる令和 7 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 7 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

- イ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
 - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、

土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な

な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他請負人等が上記 10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

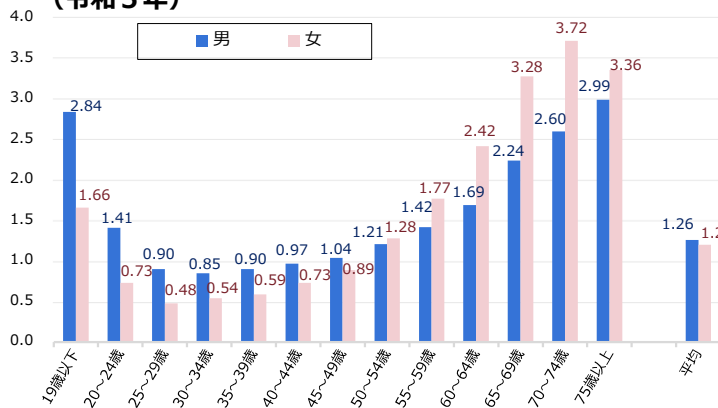
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。



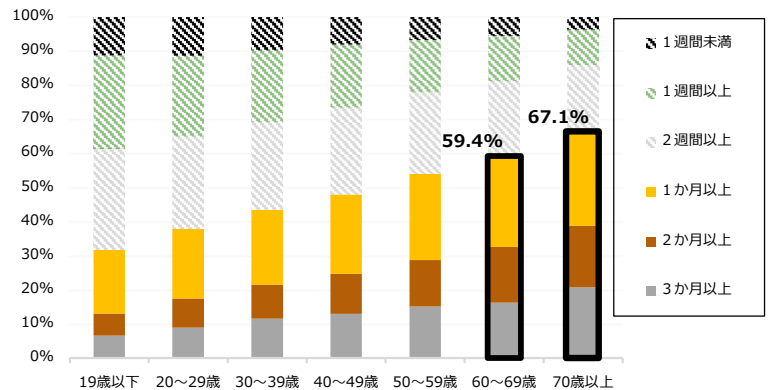
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）
（令和5年）



※度数率＝労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）



ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

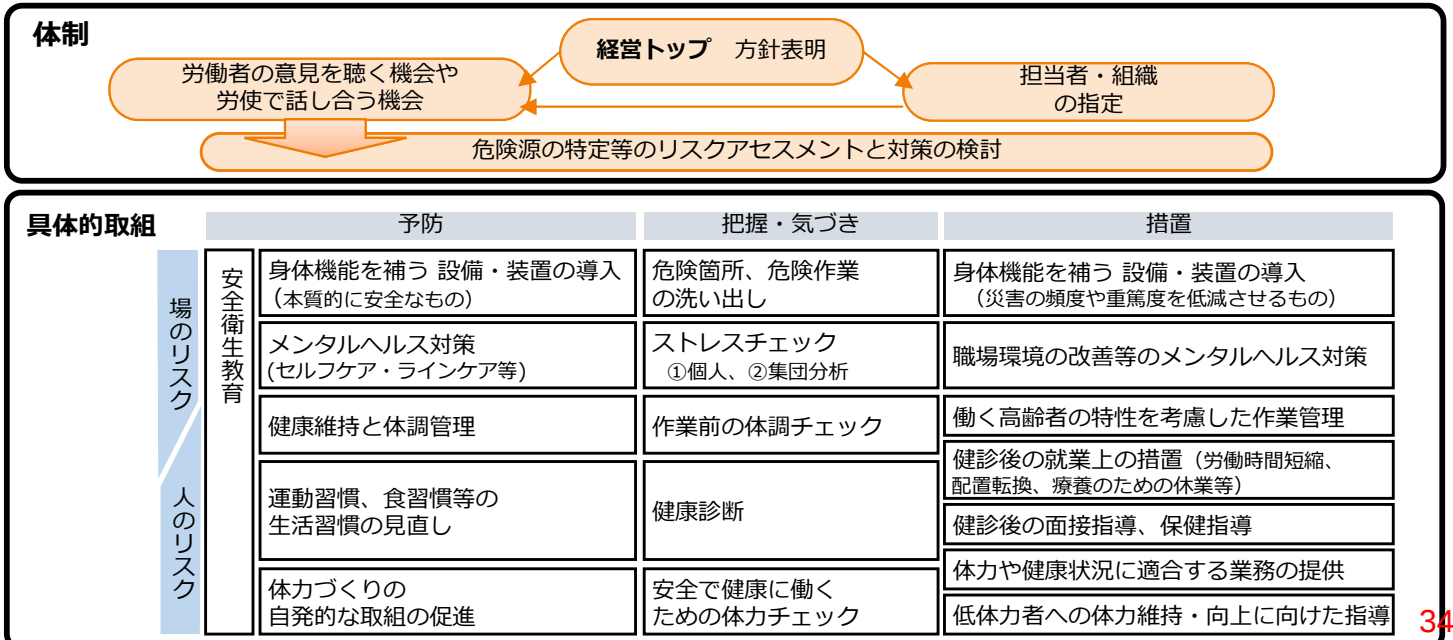
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



❁ 考慮事項 ❁

- ・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取り組事項を決定します

❁ 考慮事項 ❁

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します



※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
 ※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

❁ 対策の例 ❁

通路を含め作業場所の照度を確保する	警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮	水分・油分を放置せず、こまめに清掃する	リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制
不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する	階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する	防滑靴を利用させる	
涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する	例えば戸口に段差がある時 解消できない危険箇所に標識等で注意喚起	その他の例 ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する ・パワーアシストスーツ等を導入する ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する等	

ガイドラインの概要

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

<共通的な事項>

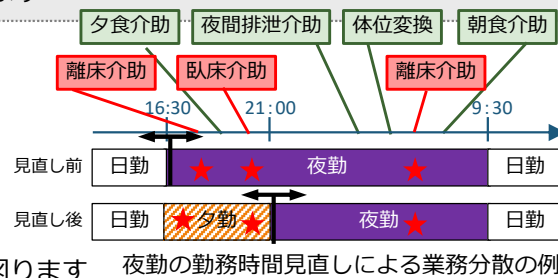
- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他以下に掲げる例を参考に高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

(2) 体力の状況の把握

- ・高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

1 身体機能計画結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は (cm) (身長) (cm) / 20分
下の評価表に当てはめて評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
身長	~1.38	~1.40	~1.65		

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は (回) / 20分
下の評価表に当てはめて評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~24	25	29	44	40~
(回)	~28	~43	~47		

③ フランクリン・リーチ（動的バランス）
あなたの結果は (cm)
下の評価表に当てはめて評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~19	20	30	36	40~
(cm)	~29	~35	~39		

④ 閉鎖片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は (秒)
下の評価表に当てはめて評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
(秒)	~17	~55	~90		

⑤ 閉鎖片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は (秒)
下の評価表に当てはめて評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~15	15.1	30.1	64.1	120.1
(秒)	~30	~64	~120		

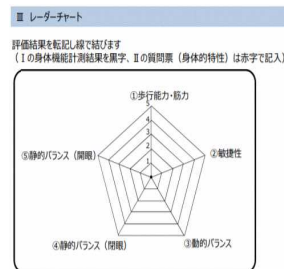
II 質問票（身体的特性）

質問項目	あなたの回答は	合計	評価
1. 人ごみ中、急な動きや急な停止が苦手です	○ 常に ○ 時々 ○ ほとんどない ○ 全くない	点	評価
2. 長時間にわたって同じ姿勢で作業が苦手です	○ 常に ○ 時々 ○ ほとんどない ○ 全くない	点	評価
3. 長時間にわたって同じ姿勢で作業が苦手です	○ 常に ○ 時々 ○ ほとんどない ○ 全くない	点	評価
4. 長時間にわたって同じ姿勢で作業が苦手です	○ 常に ○ 時々 ○ ほとんどない ○ 全くない	点	評価
5. 長時間にわたって同じ姿勢で作業が苦手です	○ 常に ○ 時々 ○ ほとんどない ○ 全くない	点	評価
6. 長時間にわたって同じ姿勢で作業が苦手です	○ 常に ○ 時々 ○ ほとんどない ○ 全くない	点	評価
7. 長時間にわたって同じ姿勢で作業が苦手です	○ 常に ○ 時々 ○ ほとんどない ○ 全くない	点	評価
8. 長時間にわたって同じ姿勢で作業が苦手です	○ 常に ○ 時々 ○ ほとんどない ○ 全くない	点	評価
9. 長時間にわたって同じ姿勢で作業が苦手です	○ 常に ○ 時々 ○ ほとんどない ○ 全くない	点	評価
10. 長時間にわたって同じ姿勢で作業が苦手です	○ 常に ○ 時々 ○ ほとんどない ○ 全くない	点	評価

合計点 評価

合計点 評価

体力チェックの一例 詳しくはこちら↓



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

ガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



❀ 考慮事項 ❀

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

❀ 考慮事項 ❀

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

🌸 対策の例 🌸

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画) 他



5 安全衛生教育

(1) 高齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

❀ 考慮事項 ❀

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

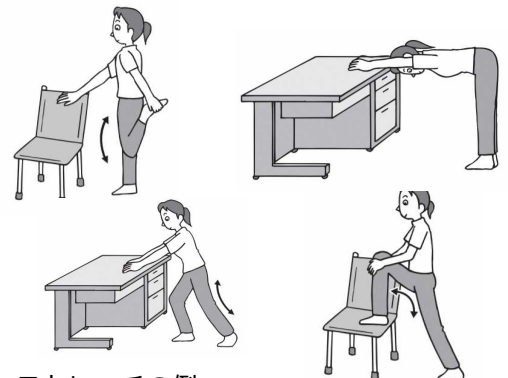
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組めます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組めます



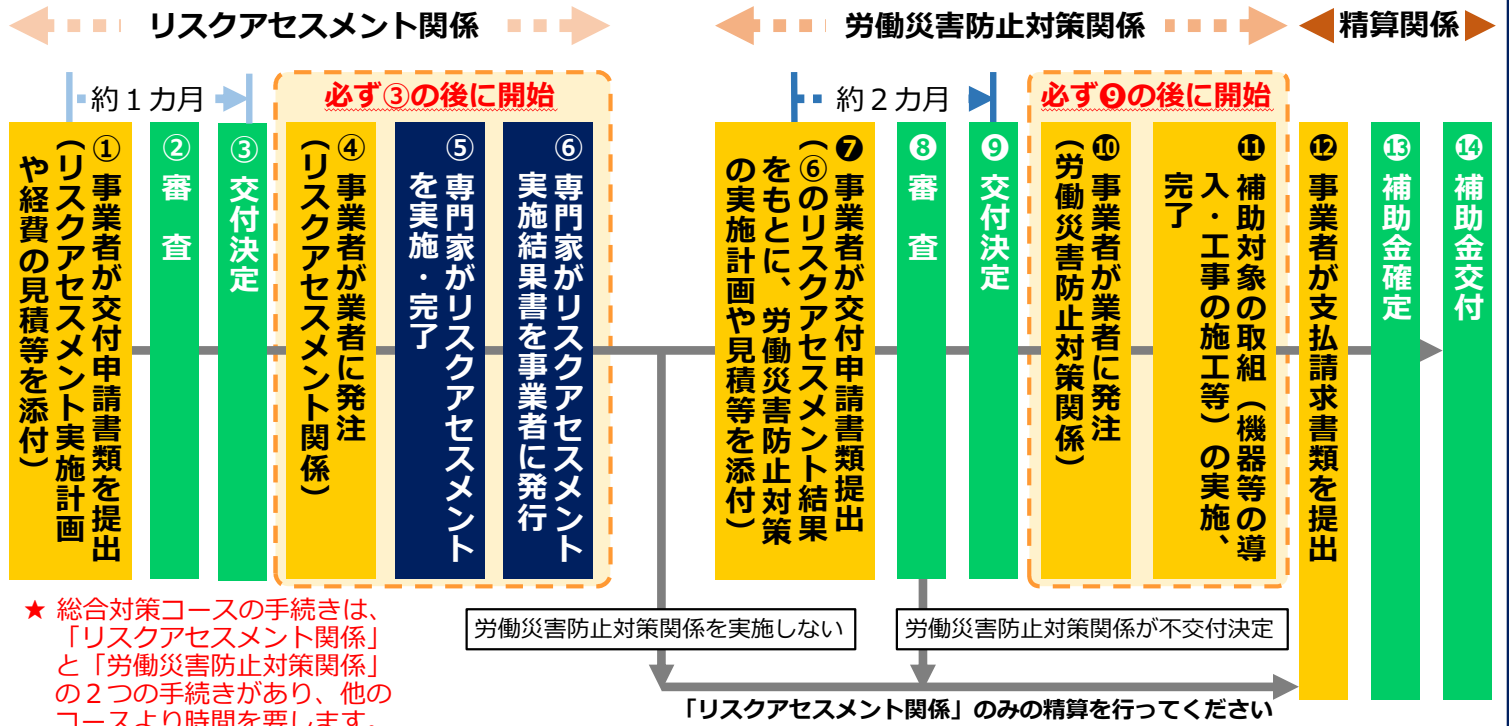
ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

総合対策コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

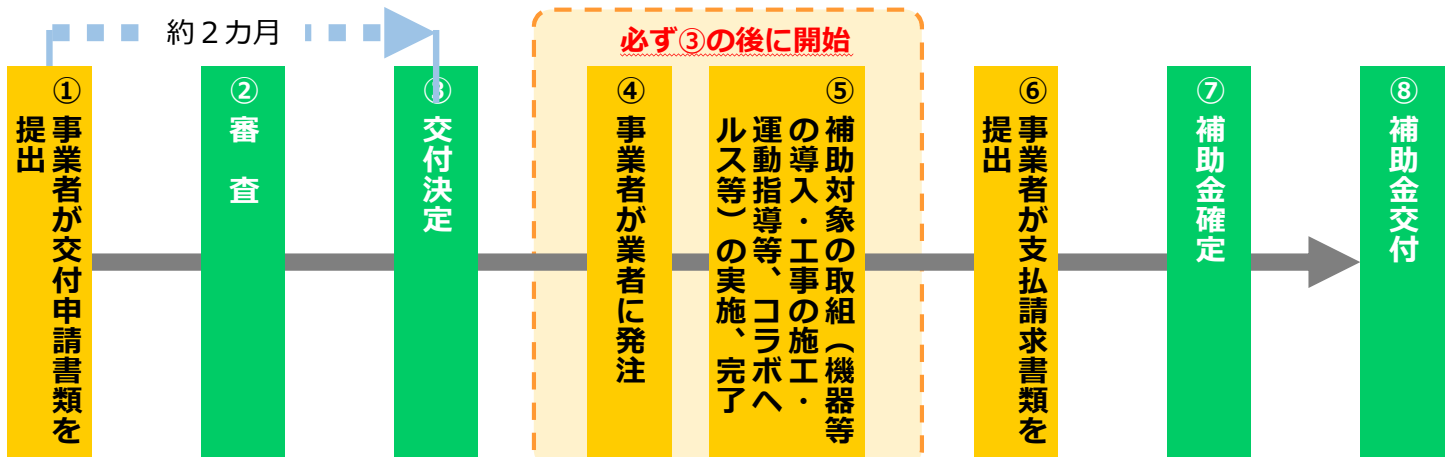


★ 総合対策コースの手続きは、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の2つの手続きがあり、他のコースより時間を要します。

- ※ 原則として「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止関係」について、それぞれ交付申請が必要です(それぞれ審査、交付決定の手続きがあります)。
- ※ 補助金の支給請求(経費の精算)は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者が発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「⑧ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求(精算)を行ってください。

職場環境改善コース、転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2ヵ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始(専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注)していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始(発注)していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前(着手時点など)に業者等に代金等を支払った場合(いわゆる「前払い」)についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- **60歳以上の高年齢労働者が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。**

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A（10ページ目の問20）をご覧ください→



・高年齢労働者の**具体的な労働災害防止対策**が分からない。
・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。



事業主

・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



専門家

補助対象となる取組

(ア) 専門家による、高年齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける

(イ) **(ア) のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する**

- ・(ア) 及び (イ) の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は2ページをご確認ください）。
- ・(ア) 及び (イ) の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
- ・(ア) のみを実施した場合も補助対象となります。

II 職場環境改善コース

【対象：60歳以上の労働者】

- **60歳以上の高年齢労働者が安全に働くことができる環境の整備のため、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入や工事の施工等）を補助します。**

●**具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります**●

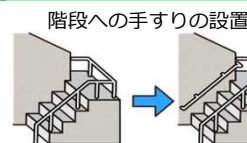
(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2 m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

転倒防止対策
リーフレット



階段への手すりの設置

従業員通路への凍結防止装置の導入



水場における防滑性能の高い床材等の導入



滑りにくいグレーチングの導入
防滑性能の高い床材の施工

(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

重量物搬送機器の導入



アシストスーツの導入



移乗介助サポート機器の導入



(ウ) 熱中症防止対策

- ★ 熱中症防止対策については4ページをご確認ください。

(エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。

例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る）等

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入

（1事業者につき1点まで）



Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

補助対象となる取組



① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける



② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する



③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士、等

※注意事項※

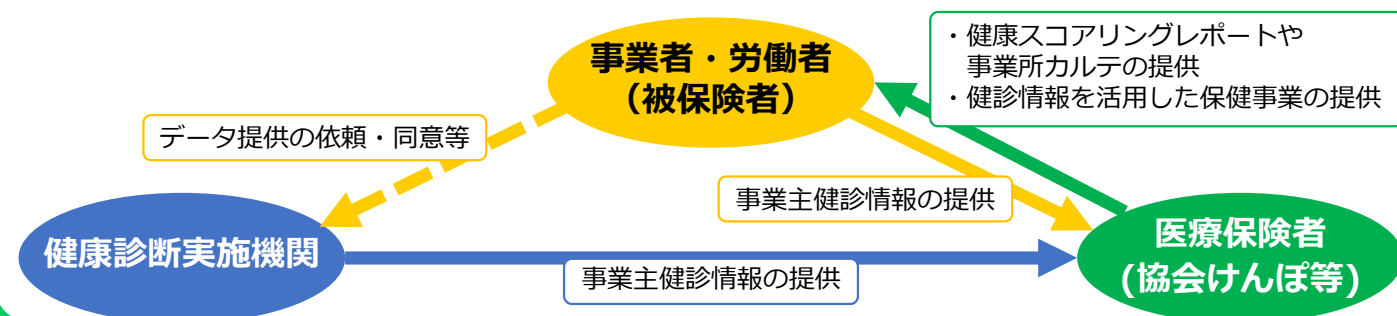
- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。

Ⅳ コラボヘルスコース

【対象：全ての労働者】

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です
コース内容は、次ページへ

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



申請に当たって必要な資料

①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し

※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの

※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、
健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。

②：取組内容がわかる資料

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（ オンライン開催不可 ）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期費用のみ ・PCの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの経費は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（ オンライン開催不可 ）。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する労働者数 ※ 1	資本金又は出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年 1月31日（当日消印有効）

➡ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）

➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類 送付先 (郵送の場合)	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送または宅配便で送付ください(メールでの申請はできません) 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	申請担当 電 話 : 03 (6381) 7507 F A X : 03 (6809) 4086	支払担当 電 話 : 03 (6809) 4085 F A X : 03 (6809) 4086
受付時間	平日10:00~12:00/13:00~16:00 (土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません) <8月12日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>	

参考：エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン) ポイント



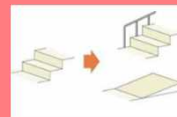
1.安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



3.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4.高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5.安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考：職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト



令和7年度補助金申請等書類において新たに加わったこと、変更されたこと

※各書類の提出時期、詳細は裏面の「Web登録から補助金交付までの流れ」をご覧ください。

- ① 申請等書類は全てメールで提出してください。
- ② 1申請1台となります（※複数台申請したい場合は1台ずつ登録申請を分けてください。）。
- ③ 「建設業者の詳細情報」の提出（※建設業中小企業者証明書類としてご提出をお願いいたします。）
- ④ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書の提出（※労働保険料納付証明書類を統一いたしました。）
- ⑤ 譲渡証明書の提出（※建設機械購入後の所有権移転の証明書類としてご提出をお願いいたします。）

留意事項

以下の項目に該当すると補助金は支出されません。

- ① 「Web登録後（7日以内）に交付申請書類が提出されない」
 - ② 「建設業許可なしで登録した」
（「解体工事業登録」（建設業許可（解体工事業）は未取得）でWeb登録を行った。）
 - ③ 「補助金請求書類を提出しなかった」
（交付決定通知書を受領したことで、補助金を受給できると誤解していた。）
 - ④ 「交付決定前に売買契約を締結した」
（契約締結日が交付決定通知書発出日前で、審査結果を待たずに契約を交わしていた。）
（審査結果を待たずに建設機械の代金の全額又は一部を支払っていた。）
 - ⑤ 「交付決定内容と契約内容が異なっている」
（申請時の見積金額（本体及び安全装置の仕様含む）が請求書の金額と異なっていた。）
（「一括払い」での申請が、請求では割賦契約（分割払い等）に変更していた。）
（「下取り無し」で申請したが、購入後の補助金請求では「下取り有り」に変更されていた。）
 - ⑥ 「契約書に所有権に関する記載がない」
（売買契約書に完済後の機械の所有権移転に係る記載がない。）
 - ⑦ 「補正要請後1ヶ月以上経っても是正しない」
（補助金申請書類、補助金請求書類提出後に事務局より不備を指摘された後、1ヶ月以上経過しても理由なく指摘事項を改善した書類を提出しない。）
- ア 見積書に安全装置の名称と金額の記載がない。
- イ 割賦払計画書が提出されない、または年度内に完済しない。
- ウ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和5年度確定・令和6年度概算分）を提出しない。
- エ 売買契約書（写し）が提出されない、金額及び安全装置の名称など重要事項の記載がない。
- オ 請求書、納品書と領収書に建機の型式、製造番号と安全装置の名称及び金額の記載がない。
- カ 領収書（写し）を提出しない。
- ⑧ 「その他」

ア 申請者が割賦契約を利用して購入する際に、補助金請求時に「領収書」「完済証明書」等の完済を証明する書類の提出がないもの。

イ 補助金事業以外の支払いとの混合払いがなされていて補助対象額が特定できないもの。

ウ 約束手形、小切手、クレジットカードでの支払で、令和8年2月20日までに支払決済が完了しないもの。

令和7年度

高度安全機械等導入支援補助金

Web登録期間 ▶ 令和7年4月10日(木)～令和8年1月30日(金)まで

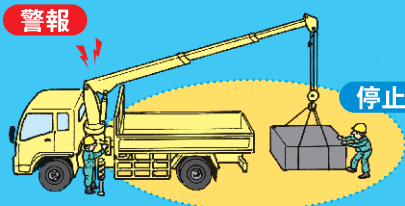
※予算を上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

対象者

- (1) 中小企業である者
 - (2) 申請時において建設業許可を有して期限内であること
- ※対象者の詳細は、建災防補助金ホームページをご参照ください。
(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>)をご確認ください。

補助対象機及び補助額概要

積載形トラッククレーン



(1) 補助金支出基準

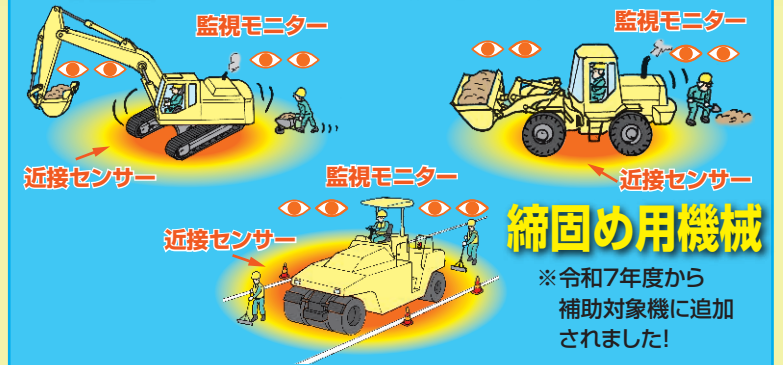
構造規格を上回る追加安全措置基準

（過負荷時に警報を発し、かつ停止する機能を有する過負荷防止装置で、（一社）日本クレーン協会規格JCAS2209-2024又はJCAS2204-2021に適合するもの）

(2) 補助金交付額

補助対象経費（見積額）の1/2
ただし、
1台当たりの上限：1,000,000円

油圧ショベル ホイールローダー



(1) 補助金支出基準

厚生労働省が安全性能を有すると認める以下のもの

- ① 動作の停止・減速を伴うもの（「近接センサー」）
または
- ② 複数カメラを有するもの（「監視モニター」）

(2) 補助金交付額

補助対象経費（見積額）の1/2
ただし、
1台当たりの上限：「近接センサー」1,000,000円
「監視モニター」500,000円

※同一申請者当たりの年度内申請上限：5,000,000円

詳しくは、建災防補助金ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>

補助金

建災防



建災防本部
ホームページ



お問合せ先

建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター

住所：〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 建災防 高輪分室

電話：03-6275-1085（9:00～16:30※土日祝日を除く）

建設機械等の安全装置

装着ヨシ!



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



建設業労働災害防止協会（略称：建災防）

Web登録から補助金交付までの流れ

申請手続編(購入前に申請が必要)

1.申請可能種類の確認

対象機械一覧は、建災防ホームページをご覧ください。

2.見積書の取得（+割賦支払い計画書）

見積書には必ず「建設機械の型番」と「安全装置の名称と金額」を明記してください。

3.Web登録

期間：令和7年4月10日～令和8年1月30日

建災防補助金ホームページから登録をしてください。

1登録1台に限ります。複数台を登録する場合は、1台ずつ分けて登録ください。

4.登録メールの受け取り

Web登録から24時間以内に、担当者メールアドレス宛てに自動で送られます。

5.申請書類の提出 Web登録から7日以内厳守。

右記書類をPDFでメール送付してください。送信先アドレスはWeb登録メールに記載されています。

審査（約1カ月）（毎月、月末で締切）

交付決定（原則、申請の翌月）

申請書類について(提出書類)

① 令和7年度導入支援補助金交付申請書（様式1）

※ Web登録後に来るメールからダウンロードできます。

② 建設業許可書（写し）

③ 建設業者の詳細情報

※ 「国土交通省 建設業者の詳細情報」からダウンロードしたPDF https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/

④ 補助対象機械の見積書（写し）

※ 右のページをご覧ください。

⑤ 割賦払い計画書

※ 割賦契約を結ぶ場合のみ。また、支払いが請求書類提出締切までに完済するもののみです。詳しくは、留意事項をご覧ください。

⑥ 誓約書（役員名簿を含む）（様式2）

⑦ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和5年度確定・令和6年度概算分）

※ 右のページをご覧ください。

⑧ メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの型式がJCAS規格に適合する旨の証明書类等

※ 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ必要です。

※ 販売店等を通して各メーカーから取得してください。

⑨ その他、建災防が求める資料

※ ①～⑧のみでは審査が難しい場合、追加で書類の提出を求めることがあります。

補助金請求手続編(購入後に請求が必要)

6.交付決定通知の受け取り

書類提出の翌月にメール（代表者宛て・担当者CCで）通知いたします。

7.申請機械の購入

交付決定通知受領後に購入等した機械のみが補助対象です。

8.補助金請求書類の提出

令和8年2月20日（金）が期限

右記書類をPDFでメール送付してください。送信先アドレスは、Web登録メールに記載されています。書類の詳細は、建災防補助金ホームページをご覧ください。

書類検査（約1カ月）（毎月、月末で締切）

支給決定

9.補助金の受け取り

口座振込前にメール（代表者宛て・担当者CCで）通知いたします。

補助金請求書類について(提出書類)

⑩ 令和7年度導入支援補助金請求書（様式6）

⑪ 売買契約書（写し）及び割賦契約書

※ 「割賦契約書（写し）」は割賦契約を結ぶ場合のみ必要です。

⑫ 納品書（写し）、請求書（写し）及び領収書（写し）

※ 交付決定通知書受領日以後の日付のもののみが有効です。

※ 「振込受付書」だけでは領収書の代わりになりません。

※ 領収書（写し）は右のページをご覧ください。

⑬ 譲渡証明書

⑭ 製造銘板の写真

⑮ 車検証（写し）（車検を有する場合のみ）

⑯ メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの製造番号（シリアル番号）に対応するJCAS 2209-2024又はJCAS 2204-2021準拠ステッカー番号の証明書

※ 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ必要です。

※ 販売店等を通して各メーカーから取得してください。

④補助対象機械の見積書（写し）

見積書は、下記の内容が記載されているかご確認ください。

A申請者名が記載されていますか？

B見積書作成日が令和7年4月1日以降ですか？

C建機の型番が明記されていますか？

D安全装置の名称と金額の記載がありますか？

見積書

A 有限会社 建災防建設 様

B 令和7年4月20日

見積金額：金 19,800,000 円

(消費税含む)

お支払い条件：納入後現金一括にてお支払い

見積有効期限：令和7年10月末日

本体及び仕様

目立製小旋回油圧ショベル

C XP120U-3 1台 ￥17,000,000

D BirdView監視システム 1式 ￥1,000,000

計 ￥18,000,000

消費税(10%) ￥1,800,000

合計 ￥19,800,000

安全建機販売株式会社

労働保険料・一般拠出金納付証明願

〇〇年〇〇月〇〇日

労働保険特別会計歳入徴収官 〇〇労働局長 殿

所在地：東京都千代田区霞が関6-4-1

名称：有限会社 建災防建設

代表者：代表取締役 厚生 太郎

担当者：厚生 次郎

電話：03-0000-0000

下記のとおり、証明書の交付をお願いします。

労働保険番号	都道府県	所掌	基幹番号	一	枝番号
目的	・入札参加 ・経営審査 ・領収書紛失 ○助成金等申請（助成金等の種類：高度安全機械等導入支援補助金） ・その他（				
証明書提出先					
希望する証明の種類（○で囲む）	・未納がないことの証明	対象年度	6年度	1部	
	・労働保険料等納付済額証明	対象年度	年度	部	
			年度	部	

⑦地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和5年度確定・令和6年度概算分）

納付証明書については、各地方労働局にお問い合わせください。

（同一でないものは不可）

⑫領収書（写し）

領収書は、下記の内容が記載されているかご確認ください。

A申請者名が記載されていますか？

B領収書作成日が交付決定以降ですか？

C建機の型番及び製造番号が明記されていますか？

D安全装置の名称と金額の記載がありますか？

E建機の金額は見積書の金額と同額ですか？

領収書

A 有限会社 建災防建設 様

B 令和7年8月31日

金額 金 19,800,000 円

(内消費税 ￥1,800,000)

但し

目立製小旋回油圧ショベル

C XP120U-3 1台 ￥17,000,000

D BirdView監視システム 1式 ￥1,000,000

計 ￥18,000,000

消費税(10%) ￥1,800,000

合計 ￥19,800,000

として

安全建機販売株式会社

※申請書類提出前に当協会補助金ホームページに掲載中の「申請書類の提出チェックシート」で補助金請求前に「補助金請求書類の提出チェックシート」で必ずご確認ください。